

第3次江田島市 障害者計画

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

基本理念

一人ひとりが
自分らしく輝き
共に生きるまち。
えたじま



令和6(2024)年3月
広島県 江田島市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
【1】計画策定の社会的背景と趣旨	1
【2】計画の法的根拠について	2
【3】計画の期間	3
【4】計画の対象	3
【5】計画の性格	4
【6】計画の策定体制	5
【7】国の障害者基本計画（第5次）の概要	6
第2章 障害のある人を取り巻く現状	7
【1】人口の動き	7
【2】障害者手帳所持者等の状況	8
第3章 調査結果から読み取れる現状と課題	15
【1】アンケート調査結果から読み取れる課題	15
【2】障害者支援に関する事業所調査結果から読み取れる課題	21
【3】障害者支援に関する関係団体調査結果から読み取れる課題	25
第4章 前期計画の点検・評価結果からみた課題	27
基本方針1 障害への理解の促進	27
基本方針2 権利擁護・差別解消の推進	28
基本方針3 雇用・就労の推進	30
基本方針4 健康づくりの推進	31
基本方針5 地域生活支援の充実	32
基本方針6 療育・保育・教育の充実	34
基本方針7 誰もが暮らしやすいまちづくり	35
第5章 計画の基本的な考え方	37
【1】基本理念と基本方針	37
【2】施策体系	40

第6章 施策の展開	41
【基本方針1】障害への理解の促進と配慮	41
【基本方針2】権利擁護・差別解消の推進	44
【基本方針3】雇用・就労の促進	46
【基本方針4】健康づくりの推進	48
【基本方針5】地域生活支援の充実	49
【基本方針6】療育・保育・教育の充実	52
【基本方針7】誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり	54
第7章 計画の推進	58
【1】推進体制	58
【2】推進状況の進行管理	59
資料編	60
【1】江田島市保健福祉審議会規則	60
【2】江田島市保健福祉審議会 障害者福祉部会 委員名簿	62

第1章 計画の策定にあたって

【1】計画策定の社会的背景と趣旨

1 計画策定の社会的背景

近年、障害のある人の高齢化や重度化、介助者の不足や親亡き後の支援の在り方など、その課題やニーズは複雑化、多様化しています。

そのような中、国においては、令和3（2021）年の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）（令和3年法律第81号）」の施行をはじめ、毎年のように、障害のある人の支援に関する法制度の改正等が進められています。

令和5（2023）年3月には「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」第11条の規定に基づく、障害者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され、条約の理念の尊重及び整合性の確保をはじめ、共生社会の実現に資する取組の推進など、全ての施策分野に共通する「横断的視点」が改めて定められました。

一方、広島県においては、令和5（2023）年度に「第5次広島県障害者プラン」と「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」が策定されました。

2 計画策定の趣旨

本市では、平成29（2017）年3月に「障害者基本法」の規定に基づく「第2次江田島市障害者計画」（以下「前期計画」という。）を策定し、その基本理念を「一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・江田島」と定め、障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進しています。

令和3（2021）年3月には、障害福祉サービス等の提供体制を確保し、計画的な実施を図るため「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障害福祉計画」及び「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」に基づく「障害児福祉計画」を一体のものとして「江田島市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下「第6期（第2期児）計画」という。）を策定しました。

この度、前期計画及び第6期（第2期児）計画の計画期間の満了に伴い「第3次江田島市障害者計画」（以下「本計画」という。）及び「江田島市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（以下「第7期（第3期児）計画」という。）を策定し、様々な障害者福祉施策を推進するとともに、多様なニーズに応じた障害福祉サービス等の充実に努め、全ての人にとって暮らしやすい社会を目指します。

なお、本計画と第7期（第3期児）計画は、計画期間が異なることから、別冊で作成します。

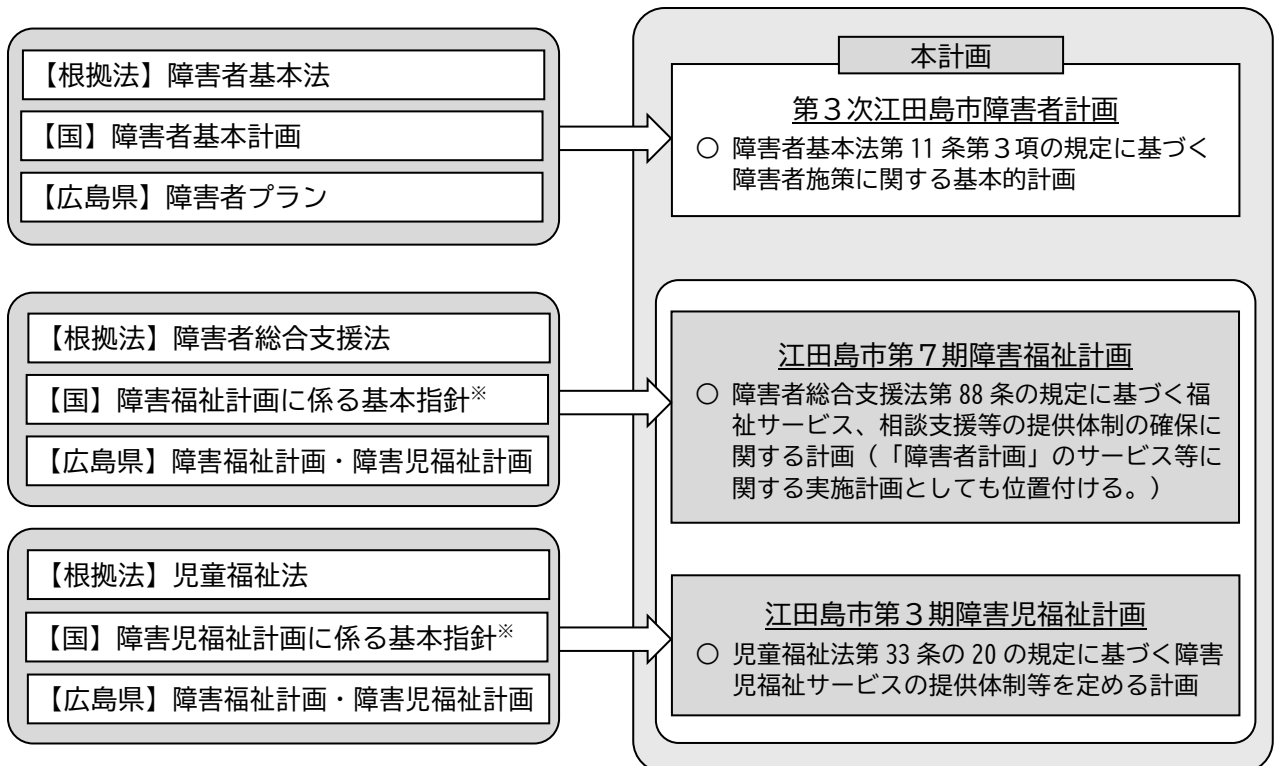
【2】計画の法的根拠について

本計画は「障害者基本法」第11条の規定に基づく、長期的視点に立って障害のある人の日常生活に関わる福祉施策を定める総合的な計画です。

一方、第7期（第3期見）計画は「障害者総合支援法」第88条及び「児童福祉法」第33条の20の規定に基づく、障害福祉サービスや市町等が主体となって柔軟に実施する地域生活支援事業等の具体的なサービス見込量及びその確保方策、障害児支援に向けたサービス提供体制の整備等を定める計画です。

策定にあたっては、社会環境の変化や国の制度改正、本市の障害のある人を取り巻く環境、並びにアンケート結果等に基づく障害のある人の現状やニーズなどを踏まえ、より実効性のある計画を目指して策定します。

【計画の根拠法等】



※ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後（令和5（2023）年2月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課）

【3】計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間です。

一方、第7期（第3期児）計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

最終年度に、それまでの取組の点検、評価を行い次期計画につながります。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
障害者計画(本計画)	第2次計画			第3次計画					
障害福祉計画	第6期計画			第7期計画			第8期計画(次期計画)		
障害児福祉計画	第2期計画			第3期計画			第4期計画(次期計画)		

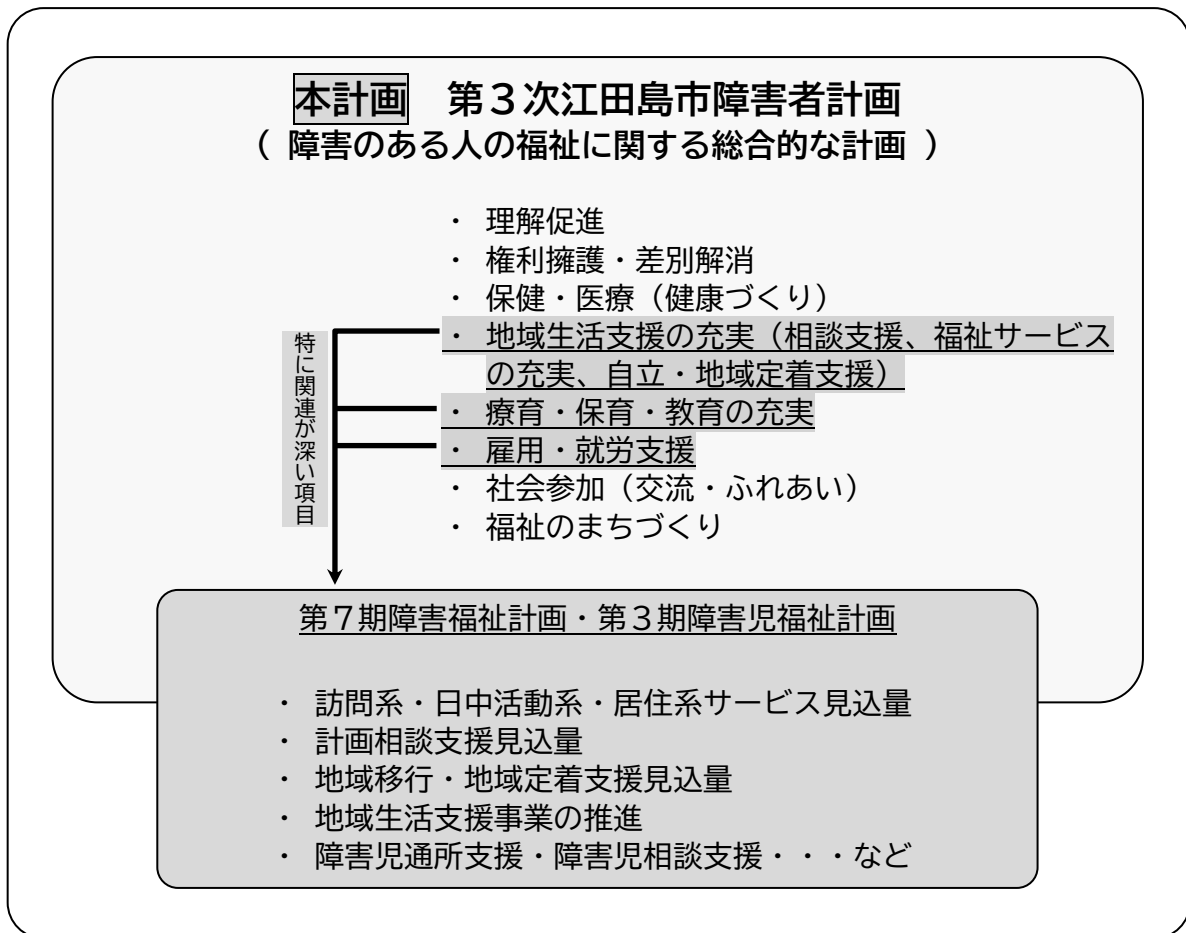
【4】計画の対象

本計画における「障害のある人」「障害者、障害児」の概念は「障害者基本法」第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

【5】計画の性格

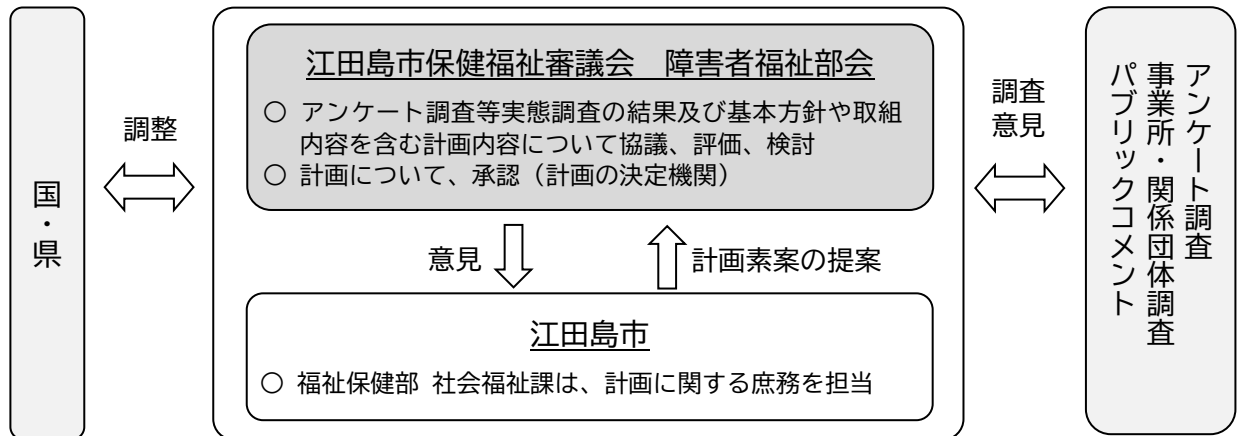
本計画は、第7期（第3期見）計画との調和が保たれるよう策定します。

【 障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関連性 】



【6】計画の策定体制

計画の策定にあたっては、アンケート調査や事業所調査等を通じて、市民や関係機関、団体等の実態や意見等を把握するとともに、各種団体や組織の関係者などから構成される「江田島市保健福祉審議会」及び「同審議会障害者福祉部会」において、本計画の内容についての審議を行いました。また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募りました。



1 アンケート調査の概要

調査名称	江田島市 福祉に関するアンケート調査
調査対象	市内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び福祉サービス利用者、障害児通所支援受給者
調査方法	郵送配布～郵送回収
調査期間	令和4（2022）年12月
有効回収数／配布数 （有効回収率）	655票／1,514票（43.3%）

2 事業所・関係団体調査の概要

調査名称	江田島市 障害者支援に関する事業所調査	江田島市 障害者支援に関する関係団体調査
調査対象	市内の障害福祉サービス提供事業所	市内の障害者関係団体
調査方法	郵送、手交、電子メール等による配布～回収	郵送、手交、電子メール等による配布～回収
調査期間	令和5（2023）年6月	令和5（2023）年6月
回収数	17事業所	2団体

【7】国の障害者基本計画（第5次）の概要

国においては、令和5（2023）年3月に「障害者基本法」第11条の規定に基づく「障害者基本計画（第5次）」を閣議決定しており、障害者施策の最も基本的な計画として位置付けています。

「障害者基本計画（第5次）」では、「条約の理念の尊重及び整合性の確保」をはじめ、「共生社会の実現に資する取組の推進」など、全ての施策分野に共通する「横断的視点」において、障害者施策を推進することとしています。

【 障害者基本計画（第5次）の概要 】

基本理念	<ul style="list-style-type: none">● 障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援する● 障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去する
------	---

障害者施策の基本的な方向（施策の体系）
1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2 安全・安心な生活環境の整備
3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4 防災、防犯等の推進
5 行政等における配慮の充実
6 保健・医療の推進
7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8 教育の振興
9 雇用・就業、経済的自立の支援
10 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11 国際社会での協力・連携の推進

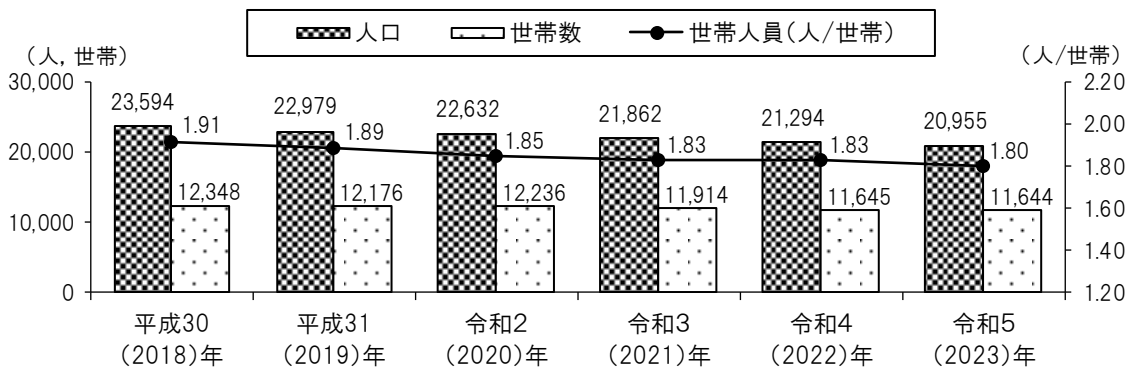
第2章 障害のある人を取り巻く現状

【1】人口の動き

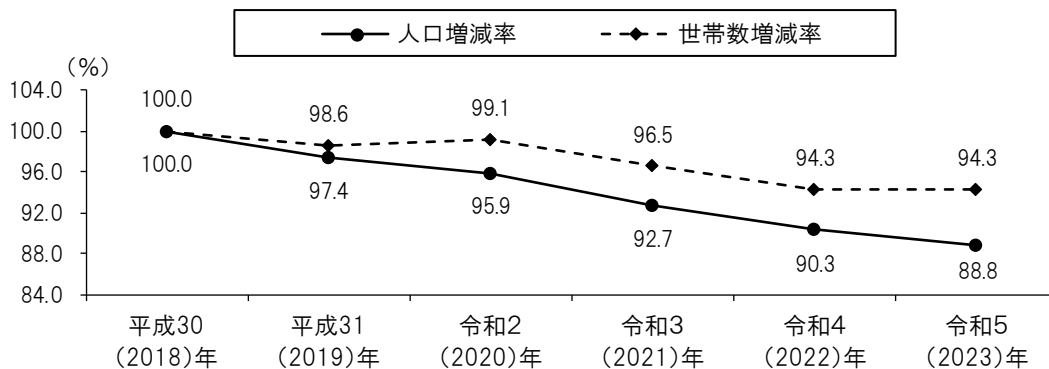
本市の人口は減少傾向にあり、令和5（2023）年3月末日現在 20,955 人（平成30（2018）年を100とした場合 88.8）となっています。世帯数も減少傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成30（2018）年の1.91人から令和5（2023）年で1.80人となっています。

本市の高齢化率は、平成30（2018）年の43.2%から令和5（2023）年で45.7%となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注:増減率は、平成30(2018)年を100とした場合の各年の割合を示している。
資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

【年齢別人口の推移】

単位(人)	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
18歳未満	2,384	2,283	2,170	2,047	1,990	1,944	81.5
65歳以上	10,192	10,090	9,977	9,837	9,739	9,578	94.0
高齢化率(%)	43.2	43.9	44.1	45.0	45.7	45.7	-

注:増減率は平成30(2018)年を100とした場合の令和5(2023)年の割合を示している。
資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

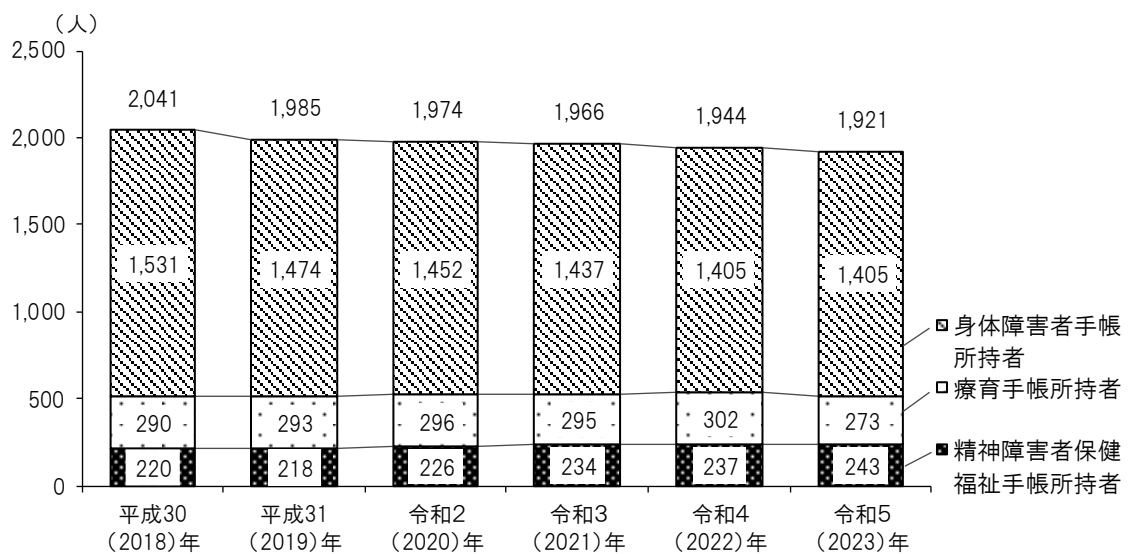
【2】 障害者手帳所持者等の状況

1 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、緩やかな減少傾向にあります。

手帳の種類別で見ると、令和5（2023）年は「身体障害者手帳所持者」が1,405人と最も多く、全体の7割以上（73.1%）を占めています。「療育手帳所持者」は273人（全体に占める構成比14.2%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は243人（同12.7%）となっています。平成30（2018）年からの推移では、「身体障害者手帳所持者」の減少が目立っています。

【 障害者手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
障害者手帳所持者数 合計	2,041	1,985	1,974	1,966	1,944	1,921	100.0
身体障害者手帳 所持者	1,531	1,474	1,452	1,437	1,405	1,405	73.1
療育手帳所持者	290	293	296	295	302	273	14.2
精神障害者保健 福祉手帳所持者	220	218	226	234	237	243	12.7

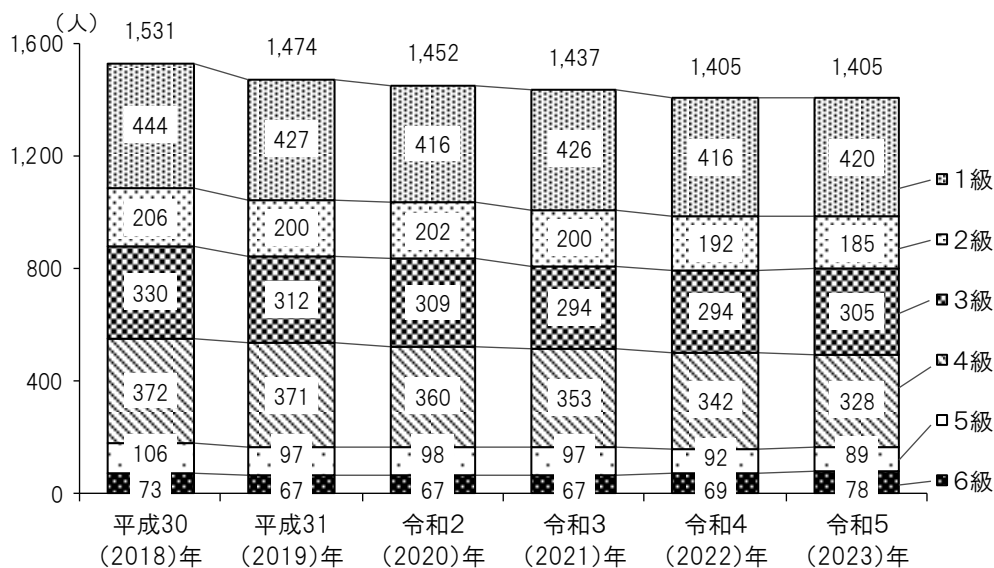
資料: 社会福祉課(各年3月末日現在)

2 身体障害者手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、減少で推移しており、令和5（2023）年は1,405人となっています。

等級別で見ると、令和5（2023）年は「1級」が420人と最も多く、全体の約3割（29.9%）を占めています。次いで「4級」が328人（全体に占める構成比23.3%）、「3級」が305人（同21.7%）の順となっています。年齢別では、65歳以上が8割以上（83.2%）を占め、高齢者の割合が高くなっています。

【 等級別身体障害者手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
身体障害者手帳 所持者数合計	1,531	1,474	1,452	1,437	1,405	1,405	100.0
1級	444	427	416	426	416	420	29.9
2級	206	200	202	200	192	185	13.2
3級	330	312	309	294	294	305	21.7
4級	372	371	360	353	342	328	23.3
5級	106	97	98	97	92	89	6.3
6級	73	67	67	67	69	78	5.6

【 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移 】

単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
合計	1,531	1,474	1,452	1,437	1,405	1,405	100.0
18歳未満	10	10	10	10	9	9	0.6
18～64歳	260	248	237	239	235	227	16.2
65歳以上	1,261	1,216	1,205	1,188	1,161	1,169	83.2

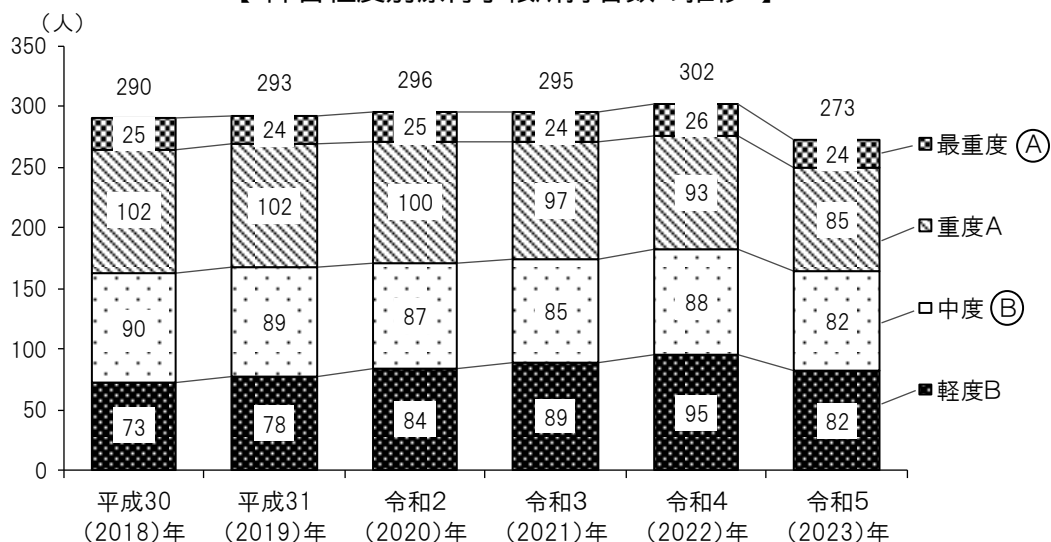
資料：社会福祉課(各年3月末日現在)

3 療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者数は緩やかな増加傾向にありましたが、令和5（2023）年は減少に転じ273人となっています。

障害程度別で見ると、令和5（2023）年は「重度A」が85人と最も多く、次いで「中度(B)」「軽度B」が82人、「最重度(A)」が24人の順となっています。また、重度障害者（(A)、A）は、4割となっています。

【 障害程度別療育手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成 30	平成 31	令和2	令和3	令和4	令和5	構成比 (%)
	(2018)年	(2019)年	(2020)年	(2021)年	(2022)年	(2023)年	
療育手帳 所持者数合計	290	293	296	295	302	273	100.0
最重度(A)	25	24	25	24	26	24	8.8
重度A	102	102	100	97	93	85	31.2
中度(B)	90	89	87	85	88	82	30.0
軽度B	73	78	84	89	95	82	30.0

【 年齢別療育手帳所持者数の推移 】

単位(人)	平成 30	平成 31	令和2	令和3	令和4	令和5	構成比 (%)
	(2018)年	(2019)年	(2020)年	(2021)年	(2022)年	(2023)年	
合計	290	293	296	295	302	273	100.0
18歳未満	39	35	36	24	37	37	13.5
18～64歳	211	217	216	227	217	197	72.2
65歳以上	40	41	44	44	48	39	14.3

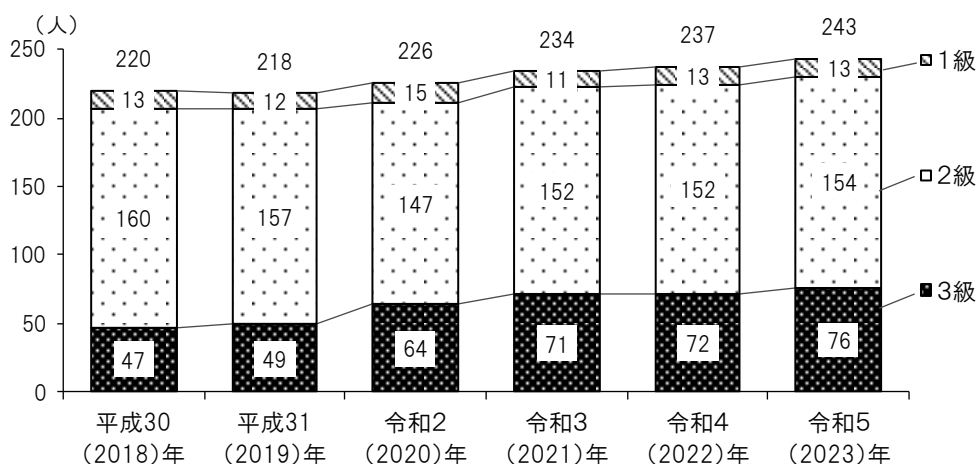
資料：社会福祉課(各年3月末日現在)

4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、緩やかな増加傾向にあり、令和5（2023）年は243人となっています。

等級別で見ると、令和5（2023）年は「2級」が154人と最も多く、全体の6割以上（63.4%）を占めています。次いで「3級」が76人（全体に占める構成比31.3%）、「1級」が13人（同5.3%）の順となっており、「3級」の増加が目立っています。

【 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
精神障害者保健福祉 手帳所持者数合計	220	218	226	234	237	243	100.0
1級	13	12	15	11	13	13	5.3
2級	160	157	147	152	152	154	63.4
3級	47	49	64	71	72	76	31.3

【 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 】

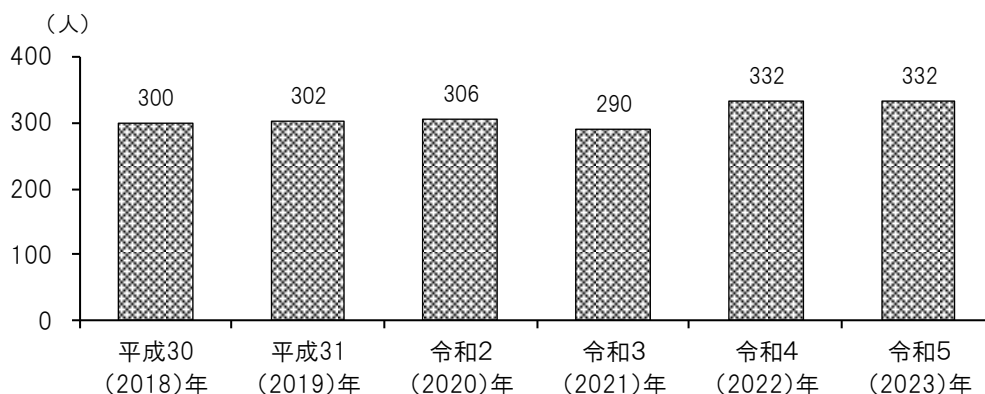
単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
合計	220	218	226	234	237	243	100.0
18歳未満	6	9	9	6	8	10	4.1
18～64歳	158	151	156	168	167	168	69.1
65歳以上	56	58	61	60	62	65	26.8

資料：社会福祉課(各年3月末日現在)

5 自立支援医療受給者の状況

自立支援医療受給者数は増加傾向にあり、令和5（2023）年は332人となっています。年齢別では、18～64歳が約7割（68.7%）を占めています。

【 自立支援医療受給者数の推移 】



【 年齢別自立支援医療受給者数の推移 】

単位(人)	平成 30	平成 31	令和2	令和3	令和4	令和5	構成比 (%)
	(2018)年	(2019)年	(2020)年	(2021)年	(2022)年	(2023)年	
合計	300	302	306	290	332	332	100.0
18歳未満	20	23	19	16	18	21	6.3
18～64歳	216	208	212	206	235	228	68.7
65歳以上	64	71	75	68	79	83	25.0

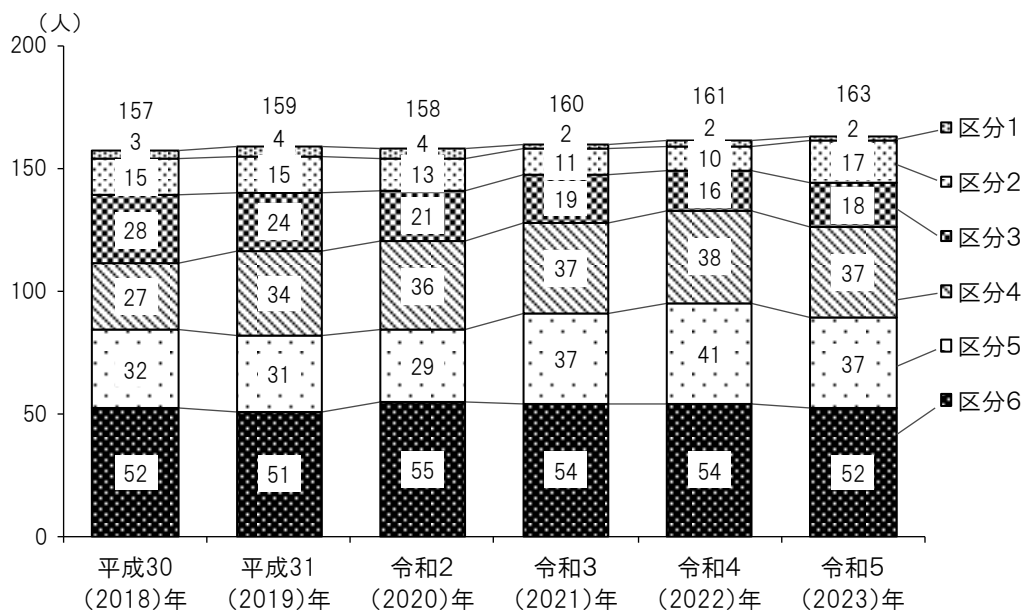
資料：社会福祉課(各年3月末日現在)

6 障害支援区分認定者の状況

本市の障害支援区分認定者数は、緩やかな増加傾向にあり、令和5（2023）年は163人となっています。

区別でみると、令和5（2023）年は「区分6」が52人と最も多く、次いで「区分4」「区分5」が37人で続いており、平成30（2018）年からの推移では、「区分3」が減少し、「区分4」の増加が目立っています。

【 障害支援区分認定者数の推移 】



単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
合計	157	159	158	160	161	163	100.0
区分1	3	4	4	2	2	2	1.2
区分2	15	15	13	11	10	17	10.4
区分3	28	24	21	19	16	18	11.1
区分4	27	34	36	37	38	37	22.7
区分5	32	31	29	37	41	37	22.7
区分6	52	51	55	54	54	52	31.9

資料:社会福祉課(各年3月末日現在)

7 障害のある子どもを取り巻く教育環境の状況

本市の小学校・中学校における特別支援学級の在籍者数については、令和5（2023）年で小学校が37人、中学校が15人となっており、近年、中学校の生徒数は増加傾向にあります。

広島県立呉特別支援学校江能分級の在籍者数は、令和5（2023）年で小学部が7人、中学部が7人、高等部が11人となっています。

【 特別支援学級 在籍者数の推移 】

単位(人)	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
小学校	34	38	43	42	37	37
中学校	6	3	8	11	13	15

資料:学校教育課(各年5月1日現在)

【 特別支援学校（江能分級） 在籍者数の推移 】

単位(人)	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
小学部	1	3	4	8	7	7
中学部	3	5	5	3	7	7
高等部	6	10	9	11	12	11

注:児童・生徒数は江田島市、呉市音戸町及び呉市倉橋町の児童生徒

資料:広島県立呉特別支援学校江能分級(各年5月1日現在)

第3章 調査結果から読み取れる現状と課題

【1】アンケート調査結果から読み取れる課題

1 回答者の状況について

【調査結果の概要（ポイント）】

- 年齢構成をみると、65歳以上で6割以上を占めており、特に身体障害のある人は8割以上が65歳以上となっています。知的障害のある人は、約3割が29歳以下となっています。
- 知的障害のある人の3割以上、また18歳未満の約6割が「発達障害の診断」を受けています。
- 身体障害のある人の約3割、また65歳以上の3割以上が「介護保険制度の要支援・要介護認定」を受けています。
- 主な介助者は、身体障害のある人の場合「配偶者（夫又は妻）」「こども」、知的障害のある人は「父又は母」が多くなっています。身体障害のある人の主な介助者は、その約7割が60歳以上で、約4割の介助者が健康に不安を感じています。
- 介助者がなくなった場合の支援として「身のまわりの世話をしてくれる人の確保」をはじめ「災害時の避難支援」「緊急時の居場所の確保」「経済的な支援の充実」「相談支援の充実」などが求められています。

今後の課題

- 障害のある人の高齢化を見据えた支援内容の充実をはじめ、若年層の知的障害のある人など、障害区分や年齢による特性の違いに配慮した、きめ細かな支援内容の検討が必要です。
- 介助者の高齢化に伴い、家族介助者の負担の軽減を図るとともに、介助者や親亡き後に備え、介助者の確保や相談体制の充実など、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ニーズに応じた生活支援の充実が必要です。

2 障害福祉サービスの利用について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 現在利用している障害福祉サービスは「居宅介護（ホームヘルプ）」「生活介護」「就労継続支援（B型）」「短期入所（ショートステイ）」「自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）」が上位を占めています。今後利用したい障害福祉サービスは「就労移行支援」「自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）」「就労継続支援（A型）」「居宅介護（ホームヘルプ）」の順に多くなっています。
- 18歳未満対象では、現在利用している障害福祉サービスは「放課後等デイサービス」「児童発達支援」「保育所等訪問支援」の順に多く、今後利用したいサービスは「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「児童発達支援」の順となっています。
- 今後、サービスを利用しやすくするために「どのようなサービスがあるのか、わかりやすく情報を提供してほしい」「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」「必要なときにすぐに利用できるようにしてほしい」などが求められています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● <u>自立訓練に対するニーズも比較的高く、スムーズな地域移行に向けた支援が必要です。</u>● 18歳未満では、特に「放課後等デイサービス」や「保育所等訪問支援」のニーズに対する<u>事業所の確保や対応</u>が必要です。● サービスの内容や申請の手続き等について、障害の区分や特性に配慮した<u>分かりやすい情報提供</u>に努めるとともに、<u>申請手続きの簡素化、相談体制の充実や適切なアドバイスに向けた体制づくり</u>が必要です。
-------	--

3 住まいや暮らしについて

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 障害のある人の6割以上が自宅で家族等と暮らしており、自宅で一人で暮らしている人は約2割です。また、半数以上が今後も自宅で家族等と暮らしたいと希望していますが、特に精神障害のある人は一人での暮らし、知的障害のある人ではグループホームでの暮らしを希望する人がそれぞれ多くなっています。
- 地域で安心して暮らすために必要な支援については、特に精神障害のある人で「相談したいときに、身近な場所ですぐに対応してもらえること」「医療や生活にかかる費用の負担が軽減されること」が求められており、知的障害のある人では「災害など緊急のときに、一時的に過ごせる場所があること」が求められています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● <u>在宅や希望する場所で生活ができるよう、経済的負担の軽減をはじめ、障害特性に応じた住環境の整備や相談体制の充実</u>が必要です。● 精神障害のある人にも対応した、<u>地域包括ケアシステムの充実</u>を図る必要があります。医療費の助成等、<u>経済的な支援など国や県の動向を見据えながら、支援の充実を図る</u>必要があります。
-------	---

4 相談について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 相談したいことは、身体障害のある人で「介助してくれる人の健康や体力のこと」、知的障害のある人で「緊急時・災害時のこと」、精神障害のある人で「自分の体調のこと」「生活費や収入のこと」「仕事・就職のこと」などが多くなっています。
- 相談先に対しては「1か所でどんな相談にも対応できること」「身近な地域で相談できること」「障害の特性に応じて専門の相談ができること」などが求められています。
- 江田島市障害者相談支援事業所「ぱすてる」を利用したことがある人は1割程度となっており、約6割は「知らない」と回答しています。
- ピアサポート活動については、半数近くが「参加してみたいと思わない」と回答していますが、約2割は内容を聞いた上で参加を検討してみたいと回答しています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● <u>身近な地域でワンストップ型の相談窓口</u>が求められています。障害の特性や年齢など<u>個別の状況に対応できる専門性のある相談窓口</u>が必要です。● 障害のある人の様々なニーズや困難事例に対応できるよう、<u>研修等の充実による相談支援専門員の技術の向上</u>を図ることが必要です。● ピアサポート活動についての、<u>きめ細かな情報提供により参加を促進</u>していく必要があります。
-------	--

5 就労について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 現在、18歳以上の障害のある人の2割程度が就労しており、そのうち知的障害のある人の4割近くが「福祉施設・作業所等」で工賃をもらって働いています。
- 「福祉施設・作業所等」で働く人の約3割が、今後の一般就労を希望しています。
- 障害のある人が働きやすくなるために「通勤手段が確保されていること」「障害があっても働ける場所が増えること」「短時間勤務など柔軟な働き方ができること」「職場で差別がないこと」などのニーズが高くなっています。
- 「農福連携」を知っている人は1割未満ですが、農業に従事することに対しては、約3割が「関心がある」と回答しています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 障害の特性に応じた<u>就労場所の拡充</u>、<u>一般企業の障害者雇用に関する理解の促進</u>、また、<u>一般就労への移行や工賃、賃金向上への取組</u>の充実が求められています。ハローワークや就労振興センター、商工会等と連携し、<u>啓発活動や雇用拡大への働き掛け</u>が必要です。● 職場における差別の禁止、短時間勤務や通院しながらの勤務など<u>柔軟な労働条件の整備</u>などが求められています。職場での関係性を良好に保ち、できるだけ職場に長く定着できるよう、<u>就労定着支援事業の利用を促進</u>する必要があります。
-------	---

6 人とのコミュニケーションや社会参加について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 人とコミュニケーションをとるときに約4割が「困ることがある」と回答しており、特に、発達障害のある人や18歳未満の若い人に多くなっています。
- コミュニケーションをとるときに「一度にたくさんのことを言われると混乱する」「自分の言いたいことが相手に伝わらない」「複雑な話や抽象的なことを理解できない」などで困っている人が多く、特に知的及び精神障害のある人で目立っています。
- 近所の人との人間関係について、3割近くが親しい人がいる一方、精神障害のある人の約3割が「ほとんど付き合いはない」と回答しています。
- 他の障害のある人のために手助けできることについては「悩みを聞くことや相談相手になること」が最も多くなっています。
- 社会活動に参加しやすくなるために「一緒に活動する仲間がいること」「障害の特性に応じた社会活動に関する情報の提供」「施設や公共交通機関のバリアフリー化」などが求められています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 障害や障害のある人への<u>正しい理解</u>を深め、<u>合理的配慮の提供</u>など地域共生社会の実現に向けた啓発活動の充実が必要です。● <u>地域活動への積極的な参加を促進</u>することにより、近所付き合いを深め、助け合いの関係を築くことができるよう、<u>啓発活動を推進</u>する必要があります。
-------	--

7 障害のある人への理解や権利擁護について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 障害のある人に対する地域の人々の理解について3割以上が「進んできた」と回答しています。一方、約4割が「進んでいない」と回答しており、特に精神障害のある人で多くなっています。
- 差別を受けた場合の相談先については「知らない」人が約7割を占めています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 障害のある人に対する差別や偏見を解消するため、様々な機会を通じて<u>人権擁護に関する啓発活動</u>を充実する必要があります。● 障害のある人においても、今後、進行するとみられる高齢化を見据えて、<u>総合的な権利擁護事業の推進</u>をはじめ、<u>相談しやすい体制づくり</u>や<u>アウトリーチ支援</u>など、地域における権利擁護に関する取組の強化が必要です。
-------	---

8 災害時のことについて

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 災害時に「近所に助けてくれる人がいる」と回答したのは約3割で、近所付き合いが薄い人ほど「近所に助けてくれる人がいない」という回答が多くなっています。
- 災害時に必要な対策については「安全な場所まで、すぐに避難できる対策ができていること」「避難先でも適切な医療や薬を受け取ることができること」「障害の特性に応じて、避難場所や被害状況の情報を入手できること」などが求められています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 障害のある人やその家族に対し、<u>防災や防犯に対する啓発活動の推進</u>が必要です。地域と協働して、<u>災害時の避難対策と支援体制の充実</u>を図ることが必要です。● 災害時に<u>避難の支援が必要な人の状況の把握</u>に努め、日頃から住民自治組織と連携した<u>災害時の支援体制づくり</u>が必要です。
-------	---

9 療育・保育・教育について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- ほとんどのこどもが、学校等へ通所、通学しており、そのうち約2割が「特別支援学級」で学んでいます。
- こどもの介助等での保護者の不安や悩みは「近くに専門の医療機関や療育機関がない」をはじめ「通院費など経済的な負担が大きい」「何かあったときに世話を頼める人がいない」「余暇や休養など自分の時間が持てない」などの順に多くなっています。
- 保護者が必要とする支援として「相談支援や情報提供の充実」「経済的な支援」「心身のリフレッシュ」などが求められているとともに、こどもに対しては「通園・通学先で障害の特性や発達に合わせた支援をしてくれること」「保育士や教職員が障害への理解を深めること」などが求められています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 障害や発達障害のあるこどもの養育に対する不安や負担を軽減するため、<u>相談体制の充実、レスパイト事業への取組の充実</u>が必要です。● 障害のあるこどもが十分な教育を受けられるよう、<u>合理的配慮や環境の整備</u>をはじめ「共生社会」の実現を目指す<u>インクルーシブ教育*</u>の推進が必要です。
-------	---

※【インクルーシブ教育】障害のあるこどもと障害のないこどもが、お互いに尊重し、支え合いながら学ぶことができる教育の仕組みのこと。障害の有無にかかわらず初等中等教育の機会が与えられることや、障害のあるこどもに対する合理的配慮が提供されることなどが必要とされている。

10 行政の福祉施策について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 障害のある人が住みやすいまちをつくるため行政が取り組むべきこととして「障害福祉サービスを利用しやすくする」「医療費の助成や手当の支給など経済的な支援を充実する」「すぐに相談できる体制を充実する」「誰もが障害について学び、理解を深める機会を増やす」などが求められています。

今後の課題	● <u>障害福祉サービスの適切な利用の促進</u> をはじめ、 <u>経済的な支援</u> 、 <u>相談体制の充実</u> 、 <u>障害についての理解の促進</u> など、他職種の関係機関との連携を強化し、 <u>包括的な支援体制を充実</u> させていく必要があります。
-------	---

【2】障害者支援に関する事業所調査結果から読み取れる課題

本計画の策定にあたって、市内の障害福祉サービス提供事業所に対する調査を実施しました。調査では、次のような現状や課題が指摘されています。

※ 回答者の意図を変えない範囲で要約、整理し、複数の同類意見はまとめている場合があります。

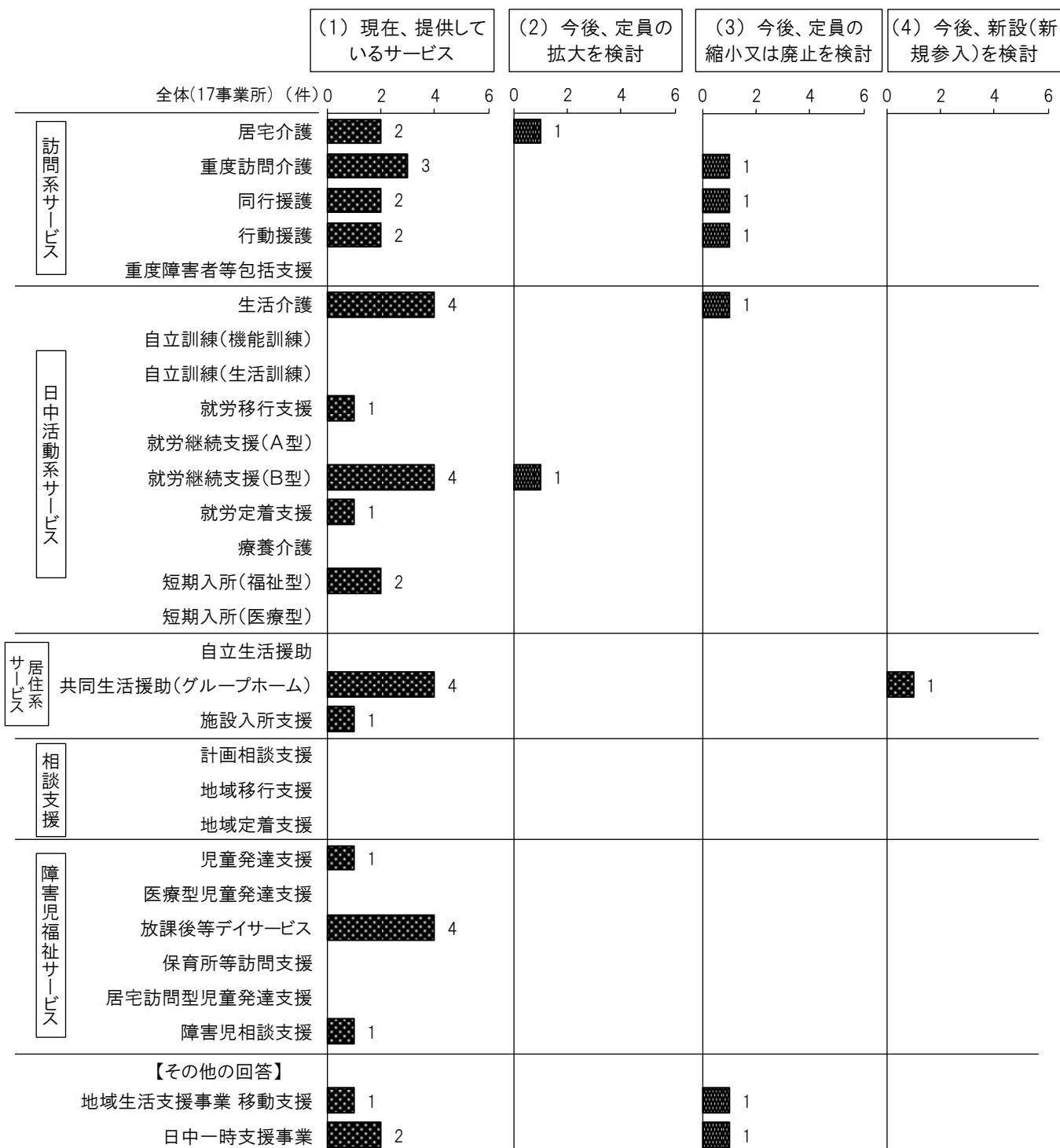
1 障害者福祉事業を運営する上で困っていること（問題点や課題）

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

- 障害者が地域で共存していく難しさ、障害者を受け入れられない地域の方がいること。
- 障害特性が一人ひとり違う難しさがある。
- 身寄りがなく、ご家族の協力が得られない方の支援とその先の支援、家族との関係の難しさ
- 災害時、緊急時の対応
- 平均利用者数が少ないため、職員を増員することが難しい。
- 利用者の作業能力に差がありすぎる。
- 相談支援専門員の質、専門員の「このように支援したい」という考えが強すぎる状況はサービス提供責任者に負担をかけることになる。
- 職員不足、職員の高齢化によるヘルパー不足、特に女性棟への女性職員の夜勤者の不足
- 人材不足、ハローワークや民間の求人広告にも職員募集の広告を出すのが、応募がない。
- 障害者支援施設から介護保険施設への移行、入所中の介護保険の申請ができないなど。
- 職員配置において、資格者の確保が難しい。（社会福祉士、保育士、リハ係資格者、教員など）
- 学校との連携の難しさ
- 就労継続支援B型で利用者の重度高齢化による、作業能力の低下や内容の選別による受託料の減少による平均工賃の維持（給付単価との兼ね合い）への努力
- 利用者定員が満員、新規受付依頼（就労B）が増えている中、満員で受け入れ不可となっている。
- 利用者本人と家族の将来に対する考え方の違い（短期入所、ショート利用についての理解が得られていない。）

2 障害福祉サービスの提供方針について

【 17 事業所の回答の内訳 】



3 障害福祉サービスが利用しやすくなるため必要だと思うこと

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

- SNSや広告等を活用して、どのような施設なのか知ってもらう。興味のある方には見学に来てもらい、実際の雰囲気を見てもらう。明るくオープンにする。
- ヘルパー職員の人数確保
- 障害についての専門知識
- 職員の障害特性の理解
- 特別支援学校を卒業する段階で、江田島市と市内の相談支援事業所が主体となって、特別支援学校の先生に障害福祉サービスや障害福祉制度についての研修会を実施する機会をつくったり、特別支援学校に通っている生徒の保護者に対して、定期的に相談支援事業所の相談員を派遣して相談会の場を設けたりしてはどうか。市の委託事業として実施すれば良いと思う。
- 必要なときすぐに利用できるようにすること。
- 気軽に相談できるようにすること。
- 関係機関との連携
- 支援チーム（相談支援専門員、事業所、医療関係施設、その他福祉サービス事業者等）の明確化と連携の強化
- 職員自身のモチベーション維持のための、目標や福利厚生等
- 利用者向けの分かりやすいパンフレットの作成やそういった情報を相談支援事業所などへ渡しておく。
- 各作業で「本人のやりたい事」と「作業能力、適正」のマッチングをしっかりと行う。

4 人材を定着させるために取り組んでいること

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

- 統一支援のための月1回のミーティング
- 様々な分野の研修や勉強会への参加を促している。
- 相談しやすい環境づくり
- ダブルワークしやすいシフトづくり
- 技術向上のための勉強会
- 資格や能力に応じた適正な評価
- 年次有給休暇の取得を推奨
- 介護福祉士の資格を有する職員に、賞与時に資格一時金を支給
- 人事考課制度の導入
- 資格取得、自己啓発の研修費用の助成
- 定年後の再雇用制度（基本給は定年前と同額、年次有給休暇は持ち越し）
- 学生に対する奨学金貸付（月5万）
- 資格や能力に応じた適正な人事評価、給与
- スタッフにアンケートや説明を行い風通しの良い職場づくりに気を配っている。

- 職員が働きやすい環境の整備
- 全職員（対象外職員へも）への処遇改善、特別処遇改善一時金の支給
- 定期的な職員面談の実施
- 業務負担が偏らないよう、バランスよく業務分担を行う。
- 職員同士で話しやすい雰囲気をつくることで、良好な人間関係づくりを行う。

5 計画策定にあたっての意見や要望

【 主な回答結果（回答要旨：抜粋） 】

- 障害がある方の高齢化問題について江田島市としてどう考えているのか知りたい。
- 専門的な知識を持つ人を増やすための取組をお願いしたい。
- 職員の高齢化が進み、訪問介護事業所は縮小に向かう。これは、自治体や事業所で何とかできる問題ではなく、ヘルパー人材の必要性や報酬など国の制度等が変わらないと難しいと思う。
- 事業所でできることは、ヘルパーという職種の魅力を伝えることだが、事業所単体では難しいので、江田島市老施連の中に「訪問介護部会」のようなものをつくって、情報の共有や魅力の発信ができればと思う。
- 人材不足への対策が急務、今後も人材不足はさらに深刻化する。人材の確保は各施設や病院任せでは、もう成り立たない。若い人が医療、福祉系の道を選ぶことを応援する制度を行政と医療、社会福祉法人が一体となって進めていく必要がある。
- 移動支援等を利用したくても、江田島市内には事業所がなく家族が介助するしかないのが現状なので、障害福祉サービス事業所が増えればよいと思う。
- 施設の光熱費等の補助
- 江田島市長さんが言われる、子育てをしやすい江田島を目指して、学校教育の取組、24時間体制の小児科、公園の整備など島内で生活をしている住民が満足をすることで、住民が外への発信をしていくと思われる。そこには福祉の充実が必ずつながっていくので、赤ちゃんから老後まで切れ目のない支援づくりが今以上にできると良いと思う。
- 放課後等デイサービスを卒業していく子の中で、就労支援事業所に通えないような子の受け皿となる場が少ない。
- 慢性的な人手不足（高齢化率の上昇等）であり、多種多様なボランティア育成、活用を行い、潜在能力の有効活用、江田島市の資源（伝統技術や江田島市内での農・漁・副連携等）が行えるような取組
- 障害のある方が気軽に集まったり、過ごしたりすることのできる場を設置し、福祉、社会、活動等様々な情報を知ることができ、仲間同士でつながれる場の構築

【3】障害者支援に関する関係団体調査結果から読み取れる課題

本計画の策定にあたって、市内の関係団体に対する調査を実施しました。調査では、次のような現状や課題が指摘されています。

※ 回答者の意図を変えない範囲で要約、整理し、複数の同類意見はまとめている場合があります。

1 障害のある人への支援活動を行う上で困っていること（問題点や課題）

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

- 高齢化による、会員の減少や活動量の低下
- 資金不足、周知不足
- 会員はいるが、リーダーや役職を担えてもらえる人が少ない。
- 放課後等デイサービスなどの障害サービスが、少しずつ拡大してきたのは嬉しいことだが、それを利用する児童の保護者さんたちとつながりを持つのが非常に難しい。
- サービスを受けている方同士のつながりが薄く、孤立しているのではないかと考えられる。

2 分野別にみた問題点や課題・必要だと思う取組やアイデア

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

(1) 障害や障害のある人に対する理解の促進

- 障害の理解に向けて、毎年、市域全体での講演会があるが「支援者が必要と思って実施する内容」と「地域が困っている内容、家族が知りたい内容」で差異がある。
- 家族の立場として、支援者の「これが良い」と思う支援の押し付けを感じることもある。
- 障害種別や特性で、人によって違いがあるので、当事者や家族に対しての理解と柔軟な姿勢について、継続的な研修や講習を実施していただきたい。

(2) 権利擁護・差別解消の推進

- 障害のある方と接することがない方は「これは差別」「これは違う」の判断は難しいことがあると思う。自立支援協議会の権利擁護部会で、江田島市内で実際にあった事例を集約し、どのような状況が権利侵害で、どのように対応して解決したかを共有し、広く周知することが必要であると思う。
- 周知の方法は、事例集をまとめた1枚の用紙を広報紙に差し込む、市、医療機関、社会福祉法人、商工会等のホームページやSNSで広報するなどがあると思う。

(3) 雇用・就労の促進

- 農福連携という言葉をよく目にする。江田島市の地域性を生かしたオリーブやレモンなどどうか。農業関係も人手不足と聞く。サービス事業所とJAが連携して、当事者がやりがいを持って働けるような環境の設定ができればと考える。

- 就労継続支援事業として経営しながら、不適應や病気によって退職する利用者がいるという事実をどう受け止めるか。就労が継続できるように支援されていないという課題を解決するためには、常に支援の内容や質を客観的に点検、指導する体勢が必要不可欠。
- 就労継続支援B型利用者の工賃の低さは深刻。今後の企業誘致条件は、優先的に、収入が低位に置かれている障害者の雇用を入れるべきと考えられる。

(4) 障害のある人の健康づくりの推進

- 家族が支援者に相談しにくい。支援者と顔が見える関係になれば、家族は悩みを打ち明けることができる。
- 現在の日本の医療のあり方を多角的な観点から見つめ直すという視点を持つことが、よりよい福祉行政にも反映してくると思う。

(5) 地域での生活を支援する取組の充実

- 地域生活支援拠点について、当事者の家族でも知らない方は多いと思う。
- 拠点について、家族会から会員に説明できるようになれば、同じ立場の人同士の方が理解してもらいやすいと思う。
- 親亡き後、もしくは親が子を見られない場合を考慮すれば、自宅やアパートで一人で暮らしたい希望の支援の充実を今後は重点にすべきと思う。そのために、アパートの家賃補助や一人暮らしのスキル獲得のためプログラム、支援体制の確立が急務となる。

(6) 障害のあるこどものための療育・保育・教育の充実

- 江田島市内には発達障害の専門医はいないと認識しているので、1年に1回だけでも、専門機関の医師やソーシャルワーカーを江田島市に招いて、家族相談会ができないか。
- 学校を卒業したら「地域で就労して、人々と強調しながら一人暮らしできる社会人」という自立した障害者像を持つべきだと思う。その障害者像から、一人ひとりの特性に応じて、今やるべき課題や今身につけるべきスキルが具体的に明らかになり、見えてくるはずである。

(7) 誰もが暮らしやすいまちづくり

- 精神障害については未だに地域での偏見があるように感じる。
- 当事者を「障害者」として見るのではなく「個性」として見る必要があると考える。
- 「江田島市地域自立支援協議会」の存在自体も活動内容も知らない方が圧倒的に多いと思う。定期的なイベント開催は、周知の有効な方法の一つだと思う。

第4章 前期計画の点検・評価結果からみた課題

本市では、第2次計画に基づいて実行している施策や事業について、定期的に点検や評価を行い、その進捗状況を整理することによって課題を抽出し、今後の取組に反映させることとしています。

ここでは、第2次計画の事業の実施状況の検証を踏まえた今後の課題を整理しました。

基本方針1 障害への理解の促進

具体的施策1 啓発活動の推進

【これまでの主な取組内容】

- 市の広報紙やホームページ、研修会等を通じて、障害や障害のある人に対する市民の理解を深める啓発活動を推進するとともに、制度改正等に伴う資料の収集や作成に努めました。
- 障害者週間や人権週間*等を通じた啓発活動を推進するとともに、あいサポートアート展の市町巡回展示の実施等、県が主体となって実施する障害のある人の活躍を応援するキャンペーンにも積極的に連携を図りました。

【点検・評価結果から見た今後の主な取組課題】

- より多くの市民に周知できるよう、SNSの活用について検討する必要があります。

※ 障害者週間は12月3日から9日まで、人権週間は12月4日から10日まで

具体的施策3 交流機会・ふれあいの充実

【これまでの主な取組内容】

- 地域において障害への理解や認識を深めるため、ピアサポート活動の促進に向けたサロンや講座の開催など、気軽に参加できる交流の場や機会づくりを促進し、広く参加を呼び掛けました。
- 大規模な講演会をはじめ、各種の交流活動や行事等に介助者や手話通訳を配置するなど、障害のある人が参加しやすいよう配慮しました。
- 障害者団体の活動や地域の交流活動にあたって、開催場所の提供や開催に係るアドバイス、補助金交付など、自主的な活動を支援しました。

【 点検・評価結果から見た今後の主な取組課題 】

- より多くの方がサロンや講座に参加できるよう、事業の開催時間や周知方法を検討する必要があります。
- 配慮を必要とする人が遠慮なく要望を伝えることができる体制づくりが必要です。
- 障害者団体の活動や地域の交流活動の更なる周知を図り、担い手不足の解消等、活動を支援する必要があります。

基本方針 2

権利擁護・差別解消の推進

具体的施策 1 権利擁護の推進

【 これまでの主な取組内容 】

- 江田島市社会福祉協議会の「権利擁護センター」と連携し、判断能力が十分でない人の権利擁護に係る相談、福祉サービスの利用援助、成年後見制度に関する相談等、権利擁護事業を推進しました。また、地域自立支援協議会の権利擁護部会内で、課題を共有し解決に向けて協議しました。
- 成年後見制度を必要とする人に必要な情報が届くよう、委託事業である相談支援事業の事業内容に盛り込んで周知を図るとともに、利用の促進を図りました。

【 点検・評価結果から見た今後の主な取組課題 】

- 周りが必要だと思っても、本人に困り感がない場合のアウトリーチの在り方や具体的支援方法について、検討する必要があります。
- 成年後見制度の更なる周知に努める必要があります。

具体的施策 2 差別・虐待の解消

【 これまでの主な取組内容 】

- 手話相談員の配置や拡大読書器、筆談ボードの設置等、障害の状況に配慮したきめ細かな窓口サービスの充実を図りました。
- リーフレットの配布や研修会を開催し「障害者差別解消法」の周知を図るとともに、障害への理解促進や差別行為への認識の改善を図り、差別の解消に努めました。
- 市の広報紙やリーフレット等を活用して、障害のある人に対する虐待防止について広く周知し、意識啓発を図りました。また、地域自立支援協議会（権利擁護部会）において、福祉事業所職員を対象とした研修を実施しました。
- 警察や医療機関、民生委員・児童委員など、関係機関との連携を強化し、虐待等の早期発見、早期対応に努めました。また、虐待防止対応マニュアルを作成し、関係機関に配布するとともに、市のホームページに掲載し、周知に努めました。

【 点検・評価結果から見た今後の主な取組課題 】

- 各市民センター（支所）に聴覚障害のある人が来庁した際の対応について検討するとともに、デジタル技術を活用したコミュニケーションツールの活用を充実する必要があります。
- 合理的配慮の提供をはじめ、何が差別等に当たるのか、周知及び啓発活動の充実に努める必要があります。
- 虐待防止等に関する周知及び啓発活動の充実に努める必要があります。

具体的施策3 情報のバリアフリー化

【 これまでの主な取組内容 】

- 意思疎通を図ることに支障のある人が、主に広島市内の医療機関を受診する際、手話通訳士を派遣し支援しました。

【 点検・評価結果から見た今後の主な取組課題 】

- 意思疎通を図ることに支障がある人への支援に、継続的に取り組む必要があります。

具体的施策1 総合的な就労支援

【これまでの主な取組内容】

- 障害のある人の雇用の拡大に向けて、地域自立支援協議会の就労支援部会において情報を共有し、連携を図りました。また、ハローワークや県等の関係機関と連携を強化し、事業所への障害者雇用に関する啓発を推進するとともに、関係機関と協力しながら、事業所に各種助成制度を紹介し、雇用拡大への働き掛けを行いました。
- 地域自立支援協議会（就労支援部会）のメンバーである就労継続支援事業所やハローワーク、障害者就業・生活支援センターと連携し、必要なときに必要な支援ができるよう努めました。

【点検・評価結果から見た今後の主な取組課題】

- 障害者雇用枠の拡大に向け、事業所等への働き掛けをはじめ、継続的な啓発活動等に取り組む必要があります。

具体的施策2 福祉的就労の場の充実

【これまでの主な取組内容】

- 就労継続支援A型事業所の誘致をするなど就労支援サービスの充実を図り、障害のある人の福祉的就労の場の確保に努めました。
- 「障害者優先調達推進法[※]」に基づき、障害者就労施設等の提供する物品、サービス等の優先購入（調達）を推進しました。

【点検・評価結果から見た今後の主な取組課題】

- 必要な人に必要なサービスが提供できるよう、福祉的就労の場の充実に向けた取組が必要です。
- 優先調達の趣旨の周知や理解の促進に努め、優先調達を推進するとともに、役務の積極的な調達や発注者側と受注者側との物品等のマッチングを図る必要があります。

※ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号)

具体的施策1 健康づくりへの支援

【これまでの主な取組内容】

- 障害のある人の医療費の負担を軽減するため、自立支援医療費（精神通院）の支給や重度心身障害者医療費の助成を実施しました。

【点検・評価結果から見た今後の主な取組課題】

- 支援を必要とする人が、適切に制度を利用できているかなど、運用（適用）状況の把握に努める必要があります。

具体的施策2 医療と福祉の連携

【これまでの主な取組内容】

- 障害のある人が病状や指示等を理解できるよう、また、本人が自身の病状を説明しやすいように、医療従事者の障害のある人に対する理解の促進や医療機関における受診環境の充実に努めました。

【点検・評価結果から見た今後の主な取組課題】

- 医療従事者の障害のある人に対する理解の促進や、医療機関における受診環境の充実に継続的に努める必要があります。

具体的施策1 相談支援体制の充実

【これまでの主な取組内容】

- 地域生活を支援するため「ばすてる」において相談事業の実態の把握や情報共有を図るとともに、困難事例については、必要に応じてケース会議を開催し、関係機関と連携を図りました。
- 障害のある人やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力して、その解決にあたる身体障害者相談員や知的障害者相談員による相談活動を充実するとともに、相談員の人材の確保に努めました。
- 各地区民生委員児童委員協議会や研修会、視察研修の開催等、民生委員・児童委員の訪問活動を支援し、日常のつながりを持って、安心して相談できる委員の育成、支援を目指しました。

【点検・評価結果から見た今後の主な取組課題】

- 一人の相談員が受け持つ件数が多くなっているため、専門職の確保に努める必要があります。
- 身体障害者相談員を各地域（4町）に配置できるよう、人材の確保に努めるとともに、相談員の役割についての周知が必要です。また、相談員のスキルアップを図るため、研修会等を実施する必要があります。
- 民生委員・児童委員の訪問、相談活動は、主に高齢者を対象とした活動が多いため、障害のある人に対する視点も持つよう啓発する必要があります。

具体的施策2 福祉サービス等の充実

【これまでの主な取組内容】

- 「障害者総合支援法」に基づき、障害福祉サービス等を適切に提供するとともに、市に指定権限がある事業所については、サービスを適切に提供できるよう、定期的に実地指導を行いました。
- 関係機関と情報を共有し、サポートファイル等を活用しながら、発達障害のある人の日常生活や社会的な自立に向けての支援を推進しました。また「発達障害おうえんノート」を活用し、乳幼児健診等で情報を提供したほか、発達障害への理解の促進を目的とした研修会を開催しました。
- 市のホームページや「障害福祉のしおり」を活用して、在宅の障害のある人に対する各種福祉手当について、制度の周知に努めました。
- 必要に応じて、手帳の交付を受けた人が属する世帯に対する生活福祉資金の貸付の紹介や利用を促進するとともに、制度の周知に努めました。

- 心身障害者扶養共済制度や各種減免制度等、障害のある人が利用できる制度や関係機関を掲載した「障害福祉のしおり」を市のホームページに掲載するとともに、障害者手帳交付時に配布し、周知を図りました。

【 点検・評価結果から見た今後の主な取組課題 】

- 需要に対し供給ができていない福祉サービスもあるため、提供体制を確保し、ニーズに応じた適切な運用を図る必要があります。
- 発達障害のある人への円滑な支援に向け、市外の関係機関に関する情報の把握や「サポートファイル」の活用を促進する必要があります。
- 日中活動の場づくりについては、自発的に実施する日中活動の場の支援等を検討する必要があります。
- 各種福祉手当についての情報が必要な人に行き渡るよう、制度の周知に努める必要があります。
- 多岐にわたる各種制度のどの制度が活用できるのか、障害のある人に分かりやすく情報を提供できるよう努める必要があります。

具体的施策3 住まいの確保

【 これまでの主な取組内容 】

- 2か所の日中サービス支援型グループホームの指定や介護包括型グループホームの増床指定など、障害のある人の地域生活を支援するための暮らしの場の確保に努めました。
- 障害のある人のニーズに応じた居住サポート事業への取組や市の住宅施策と連携した住宅の確保など、支援体制の充実を図るとともに、地域自立支援協議会（地域移行在宅支援部会）において、居住支援法人の勉強会を実施しました。
- 日常生活用具給付事業や住宅改修制度など、障害のある人が利用できる制度や関係機関を掲載した「障害福祉のしおり」を市のホームページに掲載するとともに、障害者手帳交付時に配布し、周知を図りました。

【 点検・評価結果から見た今後の主な取組課題 】

- 障害のある人の暮らしの場について、地域の理解が深まるよう啓発活動に努めるとともに、人材確保に向けて取り組む必要があります。
- 多岐にわたる各種制度のどの制度が活用できるのか、障害のある人に分かりやすく情報を提供できるよう努める必要があります。

具体的施策1 早期発見とフォロー体制の充実

【これまでの主な取組内容】

- 乳幼児健康診査時に、障害や発達課題が見受けられ、保護者が療育を希望する児童について、庁内関係部署や相談支援事業所と情報を共有し、円滑に療育サービスが受けられるよう支援しました。
- 健診後、相談に来た保護者に制度、サービスの利用の説明や申請支援をはじめ「ぱすてる」等との連絡、調整を実施しました。また、保健、医療、福祉、教育の関係機関と連携し、障害のあるこどもの成長段階に応じた一貫した支援体制の整備を図りました。
- 「ぱすてる」において、障害のあるこどもの保護者からの相談に的確に対応できるよう、医療的ケア児支援コーディネーターを2名ずつ配置するとともに、職員の資質向上に努めました。また「ぱすてる」や障害のあるこどもに関するサービス提供事業所等へ、県等から通知された関連研修についての情報提供や参加を促進しました。

【点検・評価結果から見た今後の主な取組課題】

- 乳幼児健康診査時に障害等が見受けられ、庁内関係部署から情報提供を受けても、理解や受容が難しいなどで相談に来ない保護者について、その後の経過等を把握する必要があります。
- 相談支援事業所やサービス提供事業所への支援（バックアップ）体制の充実が必要です。

具体的施策2 保育・教育内容の充実

【これまでの主な取組内容】

- 療育を受ける児童が認定こども園等での関わり方等に困難が生じている場合、保育所等訪問支援についての情報を提供し、サービス利用申請等を支援しました。また、発達障害のあるこどもの保育園等への早期入園を奨励するとともに、研修の充実など、保育士の資質の向上に努めました。

【点検・評価結果から見た今後の主な取組課題】

- 市内に保育所等訪問支援のサービス提供事業所がないため、近隣市町のサービス提供事業所の情報の収集や「ぱすてる」等と情報共有することが必要です。

具体的施策1 暮らしやすいまちづくりの推進

【これまでの主な取組内容】

- 障害のある人の移動手段を確保するために、外出支援サービス等、移動支援を実施しました。

【点検・評価結果から見た今後の主な取組課題】

- 障害のある人のニーズに応じた移動支援事業が実施できるよう、移動支援事業に変わるサービスも視野に入れ、検討する必要があります。

具体的施策2 防災・防犯対策の充実

【これまでの主な取組内容】

- 「江田島市地域防災計画」や「江田島市災害時要援護者避難支援制度実施要綱」に基づき、障害のある人への災害時の情報伝達、避難誘導體制、避難所における生活への配慮等、総合的な対策の充実に努めました。
- 障害のある人に対する防犯意識の向上に向けた啓発活動とともに、防犯パトロール等の活動を実施するなど、関係機関と連携して、安心、安全なまちづくりを推進しました。
- 災害発生時に、障害のある人に適切に情報を伝達できるよう、障害の状況に配慮した情報伝達体制の整備に努めました。

【点検・評価結果から見た今後の主な取組課題】

- 避難行動要支援者の個別避難計画の作成や災害が発生したときの運用マニュアルの整備が必要です。
- 防犯意識の向上、啓発をはじめ、障害のある人の状況に配慮した情報の発信方法など、障害のある人への情報伝達体制の構築に向けた取組が必要です。

具体的施策4 地域福祉の推進

【これまでの主な取組内容】

- 江田島市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、障害のある人を支援するボランティア活動の活性化を図るとともに、地域での支援体制の充実に努めました。また、手話奉仕員養成講座を実施し、手話奉仕員の養成に努めました。
- 地域全体による「福祉のまちづくり」を目指し、社会福祉協議会を中心に、地域住民や民生委員・児童委員等との連携、協力による地域福祉活動を推進するとともに、まちづくり協議会の拠点の整備に努めました。

- 就労継続支援A型事業所を旧高田保育園に誘致しました。また、障害者福祉に関する資格や知識、経験を持つ市民の活用等、福祉人材の発掘に努めました。

【 点検・評価結果から見た今後の主な取組課題 】

- 地域福祉活動を推進するため、市社会福祉協議会が実施している「有償ボランティア」の充実を図る必要があります。
- 自治会や民生委員・児童委員が障害のある人の地域福祉の視点も持つよう、啓発する必要があります。

具体的施策5 地域の支援ネットワークづくり

【 これまでの主な取組内容 】

- 地域自立支援協議会による協議の場で、情報共有やネットワークづくりを進めるとともに、包括的な支援ができるよう、関係機関が連携し、個別ケースに対応しました。

【 点検・評価結果から見た今後の主な取組課題 】

- 庁内関係部署や関係機関、地域の各種団体と連携を図り、重層的な支援ネットワークづくり、総合的なケアマネジメント機能の仕組みづくりを推進する必要があります。

第5章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念と基本方針

1 基本理念

本市における福祉分野の上位計画である「第4次江田島市地域福祉計画」では、その基本理念を「“お互いさま”でつながる 新たなえたじまコミュニティ 一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・えたじま」と掲げています。

この基本理念は、様々な地域課題を市民参加型の取組によって解決するために、地域の資源を生かして、多様な関係者が連携して解決に努めることを踏まえた、福祉のまちづくりを目指すものです。

本市における福祉に関する分野別の計画は、この「第4次江田島市地域福祉計画」の考え方に基づいて様々な施策が実行されます。

前期計画においては、基本理念を「一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・江田島」と掲げ、障害の有無にかかわらず、全ての人にとって暮らしやすい共生社会の実現に向けて、様々な障害者福祉施策を推進してきました。

この基本理念は「障害者基本法」の趣旨や「第4次江田島市地域福祉計画」の基本理念にもつながるものであり、本計画においては、この基本理念を継承し、障害者福祉施策の更なる充実と取組の推進を目指して、前期計画において定めたこの基本理念を継承します。

なお、基本理念は「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」においても共通とします。

【基本理念】

一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・えたじま

2 基本方針

本計画においては、国、県の動きや本市における障害のある人の現状やニーズ、また、新たな課題等を踏まえ、7項目の「基本方針」を定めます。その「基本方針」に基づいて「基本施策」を定め、個別事業の展開を図ります。

基本方針1 障害への理解の促進と配慮

障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深め、心のバリアフリーを推進し、全ての人が共に生きることができる「共生社会」づくりを推進します。

基本方針2 権利擁護・差別解消の推進

障害の有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し認め合い、偏見や差別のないまちづくりを推進します。

基本方針3 雇用・就労の促進

障害のある人がその個性と能力を十分に発揮し、社会的、経済的に自立した生活を送ることができるよう、就労に必要な支援を進めるとともに、雇用の促進を図ります。

基本方針4 健康づくりの推進

疾病の予防や障害の早期発見、早期対応を図ります。また、障害のある人が安心して生活できるよう、保健、医療、福祉等の連携による相談支援体制等の充実を図ります。

基本方針5 地域生活支援の充実

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、相談支援体制や障害福祉サービス、地域生活支援事業の充実を図ります。

基本方針6 療育・保育・教育の充実

障害のある子どもとその家族が、身近な地域で安心して生活できるよう、ライフステージに応じた支援体制を整備します。また、インクルーシブ教育を推進し、相互理解を促進します。

基本方針7 誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり

住まいや施設、道路等のバリアフリー化の推進や防災、防犯対策の充実を図り、障害があっても地域で安全、安心して生活できる福祉のまちづくりを推進します。

【2】 施策体系

基本理念

一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・えたじま

【基本方針1】 障害への理解の促進と配慮

- 基本施策1 啓発活動の推進と人権を学ぶ場の充実
- 基本施策2 交流・ふれあいの場の充実
- 基本施策3 情報アクセシビリティの向上

【基本方針2】 権利擁護・差別解消の推進

- 基本施策1 権利擁護の推進
- 基本施策2 差別の解消と虐待の防止

【基本方針3】 雇用・就労の促進

- 基本施策1 就労への支援
- 基本施策2 就労機会の拡充と雇用の促進

【基本方針4】 健康づくりの推進

- 基本施策1 健康づくりへの支援
- 基本施策2 精神保健・医療の適切な提供

【基本方針5】 地域生活支援の充実

- 基本施策1 相談支援体制の充実
- 基本施策2 福祉サービス等の充実
- 基本施策3 暮らしの場の確保
- 基本施策4 担い手の確保
- 基本施策5 家族等への支援の充実

【基本方針6】 療育・保育・教育の充実

- 基本施策1 早期発見とフォロー体制の充実
- 基本施策2 保育・教育内容の充実

【基本方針7】 誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり

- 基本施策1 生活環境の整備
- 基本施策2 防災・防犯対策の推進
- 基本施策3 地域福祉の推進
- 基本施策4 地域福祉のネットワークづくり

第6章 施策の展開

【基本方針1】 障害への理解の促進と配慮

基本施策1 啓発活動の推進と人権を学ぶ場の充実

全ての市民が、障害や障害のある人について正しく理解し、相手を思いやり認め合いながら人権を尊重する共生社会の実現に向けて、様々な啓発活動に取り組みます。そのため、多様な媒体や機会を活用した啓発や情報提供によって、広く市民の理解を促進します。

● 具体的な取組 ●

取組名	取組内容
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 市の広報紙やホームページ、イベントの場など、あらゆる手段や機会を活用して、障害や障害のある人に対する市民の理解を深める啓発活動を推進するとともに、制度改正等に伴う資料の収集や作成に努めます。○ 特に若い年齢層に向けては、SNS等インターネットを活用した情報提供を充実するなど、幅広い年齢層への啓発を推進します。○ 障害者週間や人権週間等を通じた啓発活動を推進するとともに、あいサポートアート展の市町巡回展示等、県のキャンペーンに積極的に参加するなど、より多くの人への周知を図るとともに、啓発活動の充実に努めます。
人権や障害に関する学びの場の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 学校教育における人権教育を推進し、障害のある人に対する正しい理解と認識を深める取組を推進します。○ 学校教育において、障害のある人に対する理解を深めるため、特別支援学校との交流及び共同学習を推進します。○ ボランティア体験活動など、学校教育における様々な機会を活用し、障害のある人に対する児童・生徒の理解の促進に努めます。○ 広島県人権教育推進プランに基づき、自他を大切にする考えを育むための、人権尊重を重視した授業づくりの視点や方法について教職員に向けた研修を行うとともに、インクルーシブ教育について理解を深めるための研修等について情報の提供に努めます。

基本施策2 交流・ふれあいの場の充実

障害のある人が地域の一員として地域社会に参加できるよう、交流の機会づくりやふれあいの場の充実、地域交流活動の促進に努めます。

● 具体的な取組 ●

取組名	取組内容
地域における交流の機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域において障害への理解を深めるため、サロンや講座等、気軽に参加できる交流の場や機会づくりを促進し、広く参加を呼び掛けるとともに、より効果的な事業の周知方法について検討します。 ○ 身近な地域で、障害のある人が抱える様々な悩みや不安を把握し、その解決に向けて、住民同士が語り合い、支え合える関係づくりを促進します。
障害のある人への社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な講演会をはじめ、各種の交流活動や行事等において、介助者や手話通訳士の配置等、障害のある人が参加しやすいよう配慮します。また、配慮を必要とする人が、遠慮なく要望を伝えることができる体制づくりを検討します。 ○ 社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、障害のある人に対して、地域行事やイベントなどへの参加の呼び掛けを促進し、ひきこもりの防止に努めます。
交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会や自治会等が行う地域住民との交流活動を促進するため、必要な支援を行います。 ○ 市民センターや交流プラザなど、障害のある人が地域住民と交流することができる場の整備や提供に努めます。
地域交流活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者団体の活動や地域の交流活動に対して、開催場所の提供や開催に係るアドバイス、活動の周知等、地域交流活動を支援します。

基本施策3 情報アクセシビリティの向上

障害の特性に応じた効果的な情報の提供等により、様々な情報を必要なときに手に入れることができるよう、情報のバリアフリー化を推進します。また、聴覚障害のある人や視覚障害のある人に必要なコミュニケーション支援の提供を推進します。

● 具体的な取組 ●

取組名	取組内容
情報のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none">○ 行政情報等の発信にあたっては、視覚や聴覚に障害がある人でも適切に情報を入手できるよう、情報のバリアフリー化に努めます。○ 行政情報の作成や提供については、音声等の適切な活用や文字の大きさ、字体、ユニバーサルデザイン等に配慮し、分かりやすい表現にするなど、多様な障害の特性への対応に努めます。
窓口における合理的配慮の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 庁舎に拡大読書器、筆談ボードの設置や手話相談員を配置するなど、障害の状況に配慮した、きめ細かな窓口サービスの充実を図るとともに、デジタル技術を活用した取組について検討します。
コミュニケーション支援の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 意思疎通を図ることが困難な人に対して、手話通訳士や要約筆記者等の派遣等の支援を行います。

【基本方針2】権利擁護・差別解消の推進

基本施策1 権利擁護の推進

障害のある人が、権利を尊重されながら地域で安心して生活を送ることができるよう「江田島市成年後見制度利用促進基本計画」との施策連携を図りながら、権利擁護事業を推進します。

● 具体的な取組 ●

取組名	取組内容
権利擁護事業	<ul style="list-style-type: none">○ 判断能力が十分でない人やその家族に対して、権利擁護に係る相談をはじめ、福祉サービスの利用にあたっての支援、成年後見制度に関する相談等を実施するとともに「権利擁護センターえたじま」と連携して、権利擁護事業を推進します。○ 制度の広報、周知、相談、情報の集約、制度の利用の促進、後見人への支援等、権利擁護支援を含めた成年後見制度の総合調整を行う「中核機関」を設置し、権利擁護の充実を図ります。
成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none">○ 本市の「地域福祉計画」と一体的に策定している「江田島市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、市広報紙やホームページ等を活用し、普及に向けた啓発を図るとともに、利用の促進を図ります。

基本施策2 差別の解消と虐待の防止

障害のある人が差別を受けることなく、権利を尊重されながら日常生活や社会生活を送ることができるよう「障害者差別解消法」の周知をし、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進するとともに、虐待の防止対策に取り組みます。

● 具体的な取組 ●

取組名	取組内容
障害者差別解消法の周知	<ul style="list-style-type: none">○ リーフレットや研修会等を通じて「障害者差別解消法※」の周知を図り、合理的配慮の提供を含めた差別行為に対する理解を促進するとともに、障害への理解を深め、差別の解消を図ります。

取組名	取組内容
虐待防止など人権に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の広報紙やリーフレット等の活用、研修会の開催等を通じて、障害のある人に対する虐待の防止について周知を図るとともに、意識啓発活動を推進します。
虐待等対応のための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察や医療機関、民生委員・児童委員等関係機関との連携を強化し、虐待等の早期発見、早期対応に努めます。 ○ 虐待防止対応マニュアルを関係機関に配布するとともに、市のホームページに掲載し、更なる周知に努めます。

※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」

【基本方針3】雇用・就労の促進

基本施策1 就労への支援

障害のある人の社会参加と経済的な自立に向けて、関係機関と連携し、障害のある人の雇用の促進に努めるとともに、雇用前から雇用後の職場への定着まで、一貫した支援を提供できるよう努めます。

● 具体的な取組 ●

取組名	取組内容
雇用拡大に向けた事業所等への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある人の雇用の拡大に向けて、ハローワークや広島県等の関係機関と連携を強化し、事業所への啓発を推進するとともに、地域自立支援協議会の就労支援部会において情報を共有し、連携を図ります。 ○ 呉圏域障害者就労支援ネットワーク会議の活動を踏まえ、関係機関と協力しながら事業所に対して各種助成制度を紹介し、雇用拡大への働き掛けを行います。
総合的な就労相談体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域自立支援協議会と連携し、必要なときに必要な支援ができるよう取り組むとともに、就労への一貫した支援と総合的な就労相談体制の確立に努めます。
就労移行への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハローワークや広島県等の関係機関と連携し、一般就労に向けた訓練や職場探し、就労後の職場定着のための支援を実施し、就職に対する意欲を高める取組を進めます。

基本施策2 就労機会の拡充と雇用の促進

公的機関において、障害者就労施設等から物品や役務の調達に努めるとともに、障害者就労施設等において提供可能な物品や役務の情報を提供し、市内における職場や就労機会の確保を推進します。

● 具体的な取組 ●

取組名	取組内容
優先調達推進法の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「障害者優先調達推進法」※に基づき、障害者就労施設等の提供する物品、サービス等の優先購入（調達）を推進するため、各課に趣旨についての周知や理解の促進に努めます。物品等については、発注者側と受注者側とのマッチングを図ります。

取組名	取組内容
就労継続・定着への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般就労に向けて訓練が必要な障害のある人に、生産活動の機会を提供し、必要な訓練等を実施します。 ○ 就労移行支援などを利用して一般就労した障害のある人に対して、日常生活や就労で困っていることについて、その問題の解決に必要な指導や助言を行い、就労定着支援の利用を促進します。

※ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）」

【基本方針4】健康づくりの推進

基本施策1 健康づくりへの支援

障害のある人が、身近な地域で必要な医療等を受け、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉等の関係機関との連携を強化し、様々な健康づくりへの支援に取り組みます。

● 具体的な取組 ●

取組名	取組内容
医療やリハビリテーションの受診支援	○ 障害のある人が、身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関係機関との連携を図ります。
障害の重度化、重複化予防	○ 高齢化に伴う障害の重度化や重複化を予防するため、保健、医療、介護等の関係機関との連携を図ります。
医療費の支給及び助成	○ 障害のある人の医療費の負担を軽減するため、「障害者総合支援法」の規定に基づく自立支援医療費（精神通院）の支給や重度心身障害者医療費の助成を行います。 ○ 障害のある人や障害のあるこどもの相談支援事業所等と連携し、制度を必要とする人への周知及び支援に努めます。

基本施策2 精神保健・医療の適切な提供

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、関係機関との重層的な連携による「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた体制づくりを推進します。

● 具体的な取組 ●

取組名	取組内容
地域包括ケアシステム構築に向けた体制の強化	○ 精神障害のある人が、地域で安心して自分らしく暮らせるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加や就労、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制の強化を図るとともに、入院施設等から地域への移行、地域での定着の支援などを推進します。

【 基本方針5 】 地域生活支援の充実

基本施策1 相談支援体制の充実

障害のある人やその家族が、地域で心身共に安心して生活できるよう、必要なときにいつでも相談し、適切な支援を受けることができる、きめ細かな相談支援体制の充実を図ります。

● 具体的な取組 ●

取組名	取組内容
相談機能の強化	○ 地域生活を支援するため、江田島市障害者相談支援事業所「ぱすてる」において、相談事業の実態把握や情報共有を行うとともに、困難事例では必要に応じてケース会議を開催し、関係機関と連携を図ります。また、専門職の確保や相談機能の強化に努めます。
障害者相談員活動の充実	○ 障害のある人やその家族からの相談に応じ、関係機関と連携し、その解決にあたる身体障害者相談員や知的障害者相談員による相談活動を充実するとともに、相談員の役割の周知、地域自立支援協議会への参画を図り、活動の質の向上に努めます。
民生委員・児童委員の相談活動の充実	○ 民生委員・児童委員の訪問活動を支援し、障害のある人の視点を大切に、日常のつながりを持って、安心して相談できる委員の育成、支援を目指します。

基本施策2 福祉サービス等の充実

障害のある人の地域における生活を支援するため、適切に福祉サービスが提供されるよう支援を行うとともに、制度についての分かりやすい情報提供や利用にあたってのサービス提供体制の確保、充実を図ります。

● 具体的な取組 ●

取組名	取組内容
ニーズに応じた障害福祉サービスの適切な提供	○ 障害のある人の状態やニーズに応じて「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービス等を適切に提供するとともに、サービス提供体制の確保、充実を図ります。

取組名	取組内容
発達障害のある人への支援	○ 地域自立支援協議会等において市内関係機関をはじめ、可能な限り市外の関係機関の情報も把握し、サービス提供体制の確保に努めます。また、サポートファイルの活用を促進するため、市のホームページや「発達障害おうえんノート」等で周知し、必要に応じて内容の見直しを検討します。
各種福祉手当の支給	○ 在宅の障害のある人に対する各種福祉手当について、市の広報紙やホームページをはじめ「障害福祉のしおり」等を活用して、制度の周知に努めます。
心身障害者扶養共済制度 [※] への加入促進	○ 「障害福祉のしおり」等を活用して、心身障害者扶養共済制度の分かりやすい周知に努め、加入の促進を図ります。
各種減免制度の周知	○ 税金の控除や自動車税、自動車取得税、軽自動車税の減免等、各種減免制度、船舶、JR、バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金等の各種割引制度の周知を図ります。 ○ 周知にあたっては、市の広報紙やホームページをはじめ「障害福祉のしおり」等を活用して、分かりやすい情報提供に努めます。

※【心身障害者扶養共済制度】障害のある人の保護者が重度障害になったり死亡した場合、扶養されている障害のある人に給付金が支給される制度のこと。

基本施策3 暮らしの場の確保

障害のある人の状況やニーズに応じた住まいの場を確保できるよう、支援を行うとともに、住宅の整備など生活支援体制の充実を図ります。

● 具体的な取組 ●

取組名	取組内容
暮らしの場の確保	○ 障害のある人の地域生活を支援するため、暮らしの場の確保ができるよう、事業所と連携するとともに、地域住民の理解が得られるよう努めます。 ○ 高齢者福祉担当課や市営住宅担当課と連携を図り、市営住宅等への入居支援体制の整備を図ります。
住宅の整備への支援	○ 日常生活用具給付事業や住宅改修制度を活用し、障害のある人が暮らしやすいよう、住まいの整備を支援するとともに、市の広報紙やホームページをはじめ「障害福祉のしおり」等を活用して、分かりやすい制度の周知に努めます。

基本施策4 担い手の確保

福祉に関する、知識や理解を深める機会の充実や人材育成に向けた取組を推進するとともに、地域で福祉の担い手となるリーダーの育成に努めます。

● 具体的な取組 ●

取組名	取組内容
福祉の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none">○ 誰もが福祉の担い手となれるよう、人材育成の講座等を行い、福祉への理解を深め、地域福祉活動の中心的な役割を担うリーダーや活動団体の育成を図ります。○ 誰もが適切な福祉サービスを利用できるよう、保健師等の専門職による相談など、相談機能の専門性を確保するとともに、研修等の充実による専門職の育成を推進します。

基本施策5 家族等への支援の充実

障害のある人を介護する家族等を支援するため、日中一時支援事業や緊急時受入事業を利用しやすい体制を整備するなど、家族支援体制の構築に努めます。

● 具体的な取組 ●

取組名	取組内容
レスパイトケアの推進	<ul style="list-style-type: none">○ 障害のある人の家族が一時的にその介護から解放され、心身のリフレッシュを図れるよう、短期入所サービスや日中一時支援事業を利用しやすい体制づくりに努めます。
緊急時受入事業	<ul style="list-style-type: none">○ 障害のある人の家族等が病気や事故、災害、冠婚葬祭等で介護できないときに、一時的に障害福祉サービス事業所等で受入れをし、障害のある人やその家族等の安心、安全に努めます。
障害のある人の家族会等との連携	<ul style="list-style-type: none">○ 障害のある人の家族会等と連携し、支援が必要な家庭について情報共有をし、個別対応できる体制を整備します。○ 関係団体の活動に対し後方支援ができるよう、関係機関との連携を強化します。

【 基本方針6 】 療育・保育・教育の充実

基本施策1 早期発見とフォロー体制の充実

障害のある子どもやその家族が、身近な地域で一人ひとりの状況に応じて必要な支援を適切に受けられるよう、療育支援体制の整備をはじめ、早期発見、早期療育体制の充実に努めます。

● 具体的な取組 ●

取組名	取組内容
早期発見・早期療育体制の充実	○ 乳幼児健康診査時に障害等が発覚した子どもが、できるだけ早期に必要な療育を受けることができるよう、庁内関係部署や相談支援事業所との連携を図り、保護者の受容や理解の度合いも視野に入れながら、円滑に療育サービスが受けられるよう、ケアや支援を行います。
健診後のフォロー体制の充実	○ 障害等が発覚した子どもやその保護者に対して、必要な制度やサービスに円滑につなぐことができるよう、庁内関係部署から情報提供を受けながら、制度やサービス利用の支援をするとともに、「ぱすてる」等との連携を図ります。また、保健、医療、福祉、教育の関係機関と連携を図り、障害のある子どもの成長段階に応じた、切れ目のない一貫した支援体制の整備を図ります。
療育相談機能の強化	○ 障害のある子どもの保護者からの相談に対して、的確に対応できるよう「ぱすてる」等の事業所に向けて、関連する研修についての情報提供や参加を促進するとともに、地域自立支援協議会等の主催による研修や事例検討会の開催を検討します。また、地域自立支援協議会子ども支援部会において、相談支援事業所やサービス提供事業所のバックアップ体制の構築（児童発達支援センターの設置等）についても、検討します。

基本施策2 保育・教育内容の充実

障害のある子どもやその家族が、ライフステージに応じた切れ目ない支援を受けることができるよう、障害児保育の充実を図るとともに、障害の有無にかかわらず共に教育を受け、個々の教育的ニーズに的確に応えるインクルーシブ教育を推進します。

● 具体的な取組 ●

取組名	取組内容
障害児保育の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 必要に応じて、近隣市町の保育所等訪問支援のサービス提供事業所の情報等を収集し「ばすてる」等と情報を共有することで、サービスを必要とする子どもや保護者への円滑なサービスの提供に努めます。また、児童発達支援センターの設置や当センターによる保育所等訪問支援の実施について検討します。○ 発達障害のある子どもの保育施設への早期入園を奨励するとともに、研修の充実等による保育士の資質の向上に努めます。
特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 「インクルーシブ教育」の理念に基づき、通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様な「学びの場」の提供を図ります。また、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、特別な支援を必要とする子どもへの支援の充実に努めます。

【 基本方針7 】 誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり

基本施策1 生活環境の整備

障害の有無にかかわらず、誰もが安全、快適に生活し、社会参加できるよう、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを踏まえた施設等の整備を促進するとともに、誰もが暮らしやすい空間やまちづくりを推進します。

● 具体的な取組 ●

取組名	取組内容
ユニバーサルデザインのまちづくり	○ 高齢者や障害のある人、子どもをはじめ、誰もが安全で快適に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、公共施設や公園等生活空間のバリアフリー化を推進します。
道路交通環境の整備	○ 道路の段差解消や安全な道路交通環境の整備に努め、高齢者や障害のある人等の外出時の安全の確保を図ります。
公共交通機関のバリアフリー化の促進	○ 事業者によるバスの低床化等、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。船舶や車両の更新に合わせて順次整備を行います。
移動支援	○ 屋外での移動が困難な障害のある人に対して、社会生活上必要な外出や余暇活動などの、社会参加を目的とした外出時の移動を支援します。

基本施策2 防災・防犯対策の推進

関係機関と連携して、防災に対する意識の向上に努めるとともに、一人で避難することが難しい障害のある人への情報伝達や避難支援体制の整備を進めます。また、安全、安心なまちづくりを目指し、防犯対策の推進と地域の安全の確保を図ります。

● 具体的な取組 ●

取組名	取組内容
災害時の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「江田島市地域防災計画」に基づき、多様な媒体を活用して、速やかに防災情報を伝達するとともに、防災情報の入手手段の普及、入手方法の充実に努めます。 ○ 災害時に特に支援が必要な人の名簿を作成し、福祉専門職等と協力して避難支援が適切に行えるよう、個別避難計画の作成を進めます。 ○ 福祉避難所への受け入れ体制の整備を図るとともに、情勢や避難所ニーズに応じた備蓄食糧や生活必需品等の整備や更新を行い、避難所環境の向上に努めます。 ○ 自主防災組織の育成や活動を支援し、災害時の支援体制の充実を図るとともに、災害時の支援体制の確保に向けて、地域における見守りネットワークの構築を支援します。
防犯対策の推進と地域の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉サービス事業所と連携し、啓発活動を推進し、障害のある人の防犯意識の向上を図るとともに、市防犯連合会や警察署、自治会等と連携して、防犯パトロール等の活動をするなど、安全、安心なまちづくりを総合的に推進します。 ○ 関係機関と連携し、近隣住民同士が日常生活において声掛けや見守り活動を行う体制づくりを支援します。

基本施策3 地域福祉の推進

市民へのボランティア活動に対する理解と協力の促進を図るとともに、地域とボランティアグループ等が連携して、身近な地域で支え合う地域福祉を推進します。

● 具体的な取組 ●

取組名	取組内容
ボランティアの育成と活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターの活動を周知するとともに、ボランティア団体の育成を支援し、ボランティア活動の促進と活動の活発化を図ります。 ○ 手話奉仕員養成講座の開催や社会福祉協議会によるボランティア養成講座の開催を支援するとともに、特技を生かして活動する「特技ボランティア制度」の活用を図り、幅広い年齢層に、様々な場面におけるボランティア活動への参加を促進します。
地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「江田島市地域福祉計画」に基づき、地域の福祉課題を解決し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域の関係団体及び行政が協働、連携し、市民が相互に助け合える地域づくりを推進します。また、障害のある人の視点に立った地域福祉活動について、自治会や民生委員・児童委員等への啓発に努めます。
社会資源の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の公共施設や空き店舗等を、障害者団体やボランティア等の活動拠点として有効活用できるよう検討するとともに、障害者福祉に関する資格や知識、経験を持つ市民の活用など、福祉人材の発掘に努めます。

基本施策4 地域福祉のネットワークづくり

地域で福祉活動をしている多様な団体等や多職種との連携を強化し、より効果的な福祉のネットワークづくりを推進します。

● 具体的な取組 ●

取組名	取組内容
地域福祉のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none">○ 地域自立支援協議会で多職種、多機関が連携して医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関とのネットワークを構築し、障害のある人の地域生活を支援します。○ 社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員や自治会の見守り活動等を通じて、住民が抱える様々な福祉課題を発見できる仕組みづくりを推進します。○ 関係機関等と協働し、それぞれの得意分野や活動を生かしてネットワークをつくり、地域におけるニーズの把握や課題の解決に努めるとともに、お互いに支え合う地域づくりに努めます。

第7章 計画の推進

【1】推進体制

1 計画の周知及び市民意識の反映

本計画の推進にあたっては、市の広報紙やホームページ等、様々な場を活用し、本計画に基づく取組内容についての周知に努め、障害のある人の福祉に対する市民の意識の向上を図ります。また、様々な機会を捉えて、障害のある人や関係団体、市民等からの意見やニーズを聞き取り、施策への反映を図ります。

2 関係機関・各種団体等との連携

本計画を効果的かつ計画的に推進するため、国や県をはじめ、他の自治体等の情報を的確に把握するとともに、市民、関係機関や各種団体等との連携を図ります。

3 江田島市保健福祉審議会 障害者福祉部会の意見反映

本計画は、有識者、関係団体等で構成する「江田島市保健福祉審議会 障害者福祉部会」の意見や提言を基に策定しており、計画の推進にあたっては、同審議会の意向を十分に尊重しながら施策への反映を図ります。

4 庁内の推進体制の充実

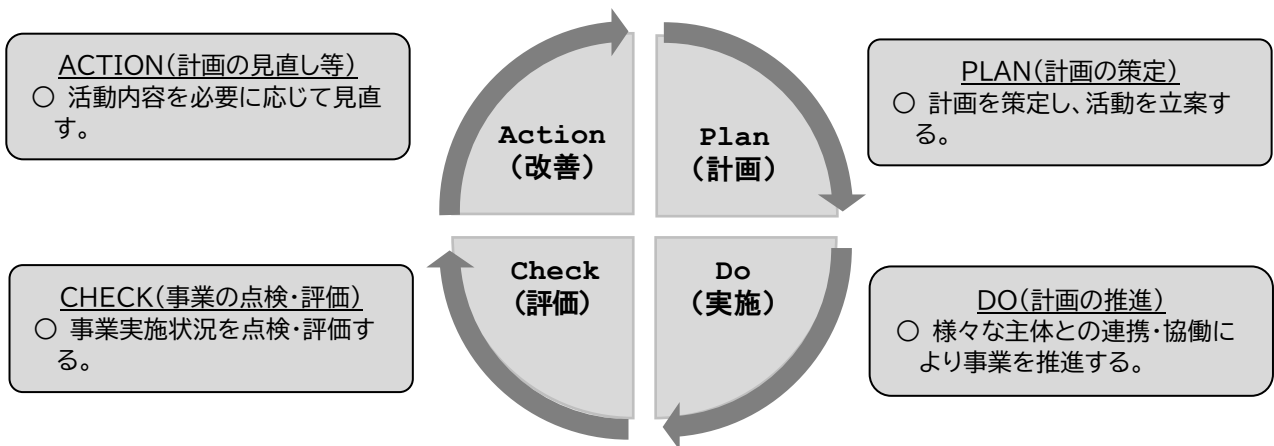
本計画は、市政の幅広い分野にわたる計画でもあり、長期的な視点に立ち、全庁的に計画を着実に推進していく必要があります。関係する部署間の総合的な調整を行い、連携の強化を図りながら、地域福祉に関する取組を総合的かつ効果的に推進します。

【2】 推進状況の進行管理

庁内においては、定期的に、本計画の進捗状況調査を実施します。

本計画の着実な進行に向けて、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

【 参考／PDCAサイクルによる進捗評価 】



【1】江田島市保健福祉審議会規則

平成16年11月1日

規則第101号

(趣旨)

第1条 江田島市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織及び委員その他の構成員並びにその運営に関しては、市長の附属機関の設置に関する条例(平成16年江田島市条例第22号)第3条の規定に基づき、この規則に定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 高齢者福祉計画に関する事項
- (2) 介護保険事業計画に関する事項
- (3) 障害者福祉計画に関する事項
- (4) 地域福祉計画に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保健福祉に係る基本的な計画に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 議会議員
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 介護保険施設関係者
- (4) 子育て・保育・教育関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 介護保険被保険者の代表者及び障害者団体の代表者等
- (7) 住民団体の代表者

3 前項に掲げるもののほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、3年以内とし、調査審議する事項及び任期を定めて任用する。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会には、委員の互選により委員長、副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別な事項を調査審議するため必要があるときは、委員長は、臨時委員を審議会に出席させることができる。この場合において、前2項の規定の適用については、臨時委員を委員とみなす。
- 5 審議会は、会議について必要と認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(部会)

第7条 審議会は、部会を置くことができる。部会の委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会の部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 3 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 4 第5条の規定は、部会長について準用する。
- 5 審議会は、その決議により、部会の議決をもって審議会の決定とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。
(平成20年1月13日から平成22年3月31日までに選任される委員の特例措置)
- 2 平成20年1月13日から平成22年3月31日までに選任される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成19年12月26日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月12日規則第35号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月8日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の江田島市行政組織規則の規定及び改正後の江田島市保健福祉審議会規則の規定は、平成27年度以後の高齢者福祉計画について適用する。

附 則 (令和6年2月26日規則第3号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

【2】江田島市保健福祉審議会 障害者福祉部会 委員名簿

(敬称略)

No	所属	役職	氏名	備考
1	江田島市議会	議員	笥本 語	
2	医療法人社団 吉田会	理事長	吉田 昌平	部会長
3	社会福祉法人 江能福祉会	理事長	小尻 学	
4	社会福祉法人 江田島市社会福祉協議会	会長	堂野崎 平	
5	江田島市民生委員児童委員協議会	代表	川尻 博文	
6	江田島市保育連盟	会長	山下 千華	
7	江田島市小学校長会	代表	畠藤 邦子	
8	江田島市中学校長会	代表	宮本 好章	
9	江田島市教育委員会	教育長	岡田 學	
10	江田島市身体障害者福祉協議会	会長	本庄 信幸	
11	江田島市心身障がい児者家族会	会長	越野 陽子	
12	江田島市精神障害者家族会	会長	藤井 伸	

第3次江田島市障害者計画

発 行 / 令和6（2024）年3月
発 行 者 / 江田島市 福祉保健部 社会福祉課
〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原 505 番地
電 話（0823）43-1638
FAX（0823）57-4432
